

# 木曾地域公共交通利便増進実施計画

令和7年3月策定

(令和7年11月改定)

木曾地域公共交通活性化協議会

## 目 次

<b>1. 計画の基本事項</b> .....	<b>1</b>
1-1 計画策定の背景と目的 .....	1
1-2 地域公共交通利便増進実施計画とは .....	2
1-3 計画の位置づけ .....	2
1-4 事業実施期間 .....	2
1-5 計画の区域 .....	2
1-6 木曽地域における公共交通の課題 .....	3
<b>2. 利便増進事業の概要</b> .....	<b>6</b>
2-1 利便増進事業の種別 .....	6
2-2 地域公共交通計画の施策体系と利便増進事業の位置づけ .....	7
2-3 再編する公共交通ネットワークの概要 .....	8
<b>3. 利便増進事業の内容</b> .....	<b>14</b>
3-1 広域幹線の新設事業 .....	14
3-2 支線の再編・運行事業 .....	26
3-3 統一運賃基準の導入事業 .....	55
3-4 運行環境の改善事業 .....	57
3-5 利便性の向上事業 .....	59
<b>4. 利便増進事業に関連して実施される事業</b> .....	<b>61</b>
<b>5. 地方公共団体による支援の内容</b> .....	<b>62</b>
<b>6. 事業実施に必要な資金の額及び調達方法</b> .....	<b>63</b>
6-1 広域幹線の新設事業 .....	63
6-2 支線の再編・運行事業 .....	64
6-3 その他の事業 .....	65
<b>7. 事業の効果とマネジメント</b> .....	<b>66</b>
7-1 事業により期待される効果 .....	66
7-2 利便増進計画の目標値及び評価方法 .....	69
7-3 P D C A サイクルとその必要性 .....	71

## 1. 計画の基本事項

### 1-1 計画策定の背景と目的

長野県内でも、特に山間部が多くを占める木曽地域では、平坦地が限られることから、居住地や公共施設などの社会基盤が比較的狭い範囲に集約されている一方で、山あいにも小規模な集落が点在し、地域の中心部から離れたところにある観光資源も多いことから、公共交通サービスを行き届かせるのが難しいという特性もあります。

モータリゼーションの進展によって公共交通の利用者が減少し、これに伴って、鉄道が減便されたり、バス路線が廃止されたりしたことで、公共交通の利便性は低下を続けてきましたが、民間事業者の路線を引き継ぐかたちで各町村がコミュニティバス等の運行を始めたことにより、現在も一定のサービス水準が維持されています。しかし、その後も人口減少や少子高齢化が急速に進んでいることに加え、令和2～5年にかけての新型コロナウイルス感染症の影響で利用者の減少がさらに進み、運転手をはじめとする担い手不足も顕在化するなど、地域公共交通を取り巻く社会環境はますます厳しくなってきています。

このような状況においても、公共交通は通勤、通学、通院や買い物などの日常生活を支え、自由な移動を担保するために必要不可欠な社会インフラであることに変わりありません。また、本地域は豊かな自然景観や歴史資源を有する観光地でもあり、コロナ禍後の観光需要の高まりも期待されています。特に訪日旅行者も多い本地域では、自家用車を利用しなくとも、公共交通で周遊できる観光地づくりが求められています。あわせて、公共交通に関する情報提供やキャッシュレス化なども重要な要素となっています。

また、木曽地域内ではこれまで、郡内の6町村が個別に公共交通に関する検討を行い、コミュニティバス等の運行を行ってきたことから、路線の重複が多く非効率であるという側面もありました。担い手不足が深刻化するなかでは、広域圏で一体的な計画策定を行うことの意義が大きく高まっているともいえます。

以上のような背景を踏まえ、行政、事業者、利用者などの地域の関係者が共通の認識を持ち、一体となって持続可能な地域公共交通の実現に向けて取り組む具体的な施策、関係者間の役割分担や推進体制を示すために、令和6年3月に「木曽地域公共交通計画」が策定されました。

「木曽地域公共交通利便促進実施計画（以下、本計画）」は、この地域公共交通計画に位置付けられた各種の施策のうち、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下、地域交通法）第2条第13号に規定する「地域公共交通利便促進事業」（以下、利便促進事業）に位置づけられる取り組み（1-2、1-3参照）についての具体的な内容を示す計画として策定したものです。

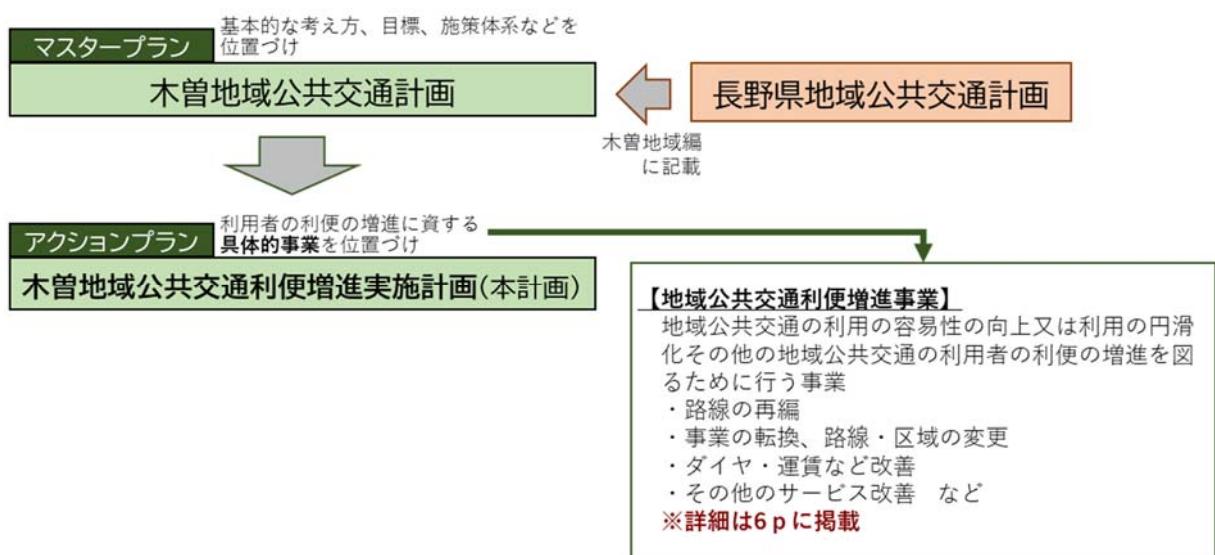
## 1-2 地域公共交通利便増進実施計画とは

地域公共交通利便増進実施計画とは、利便性の高い地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保し、地域のニーズにもきめ細かく対応していくため、地域における公共交通ネットワークの再編のほか、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善など、利用者の利便増進に資する具体的な事業を定めた計画です。

地域公共交通利便増進実施計画は地域交通法に基づく法定計画であり、国土交通大臣の認定を受けることで、国の支援のもとに各種事業を効果的に進めることができます。

## 1-3 計画の位置づけ

本計画は、木曽地域全体の公共交通のマスタープランである「木曽地域公共交通計画（令和6年3月策定）」に基づくアクションプランとして位置づけます。なお、「木曽地域公共交通計画」は、「長野県地域公共交通計画（令和6年6月策定）」の木曽地域編としても位置づけられており、一部の事業は、県の支援も受けながら取り組んでいくものとします。



## 1-4 事業実施期間

本計画の事業実施期間は令和7（2025年）年10月～令和12（2030年）年3月までとします。

## 1-5 計画の区域

本計画は、木曽郡全域（上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村）を対象とします。

## 1-6 木曽地域における公共交通の課題

木曽地域公共交通計画では、公共交通の問題・課題を以下のように整理しています。ここでは本計画に関連する問題・課題について再掲します（一部要約）。

### (1) 地形が急峻で山間にも人口が点在、過疎化・少子高齢化も顕著

- 地域全体として急峻な山間地となっています。国道19号、木曽川沿いなどの限られた平坦地に居住地や公共施設などがまとまっているという特性もありますが、地域全般としては人口密度が非常に低いといえます。
- 山間部にも集落が点在しており、公共交通サービスが行き届きづらい地区も多くあります。
- この30年の人口減少率、今後の減少の見込みも県内の他地域に比べて大きくなっています。少子高齢化が顕著で、公共交通の主な利用者層である高校生が非常に少ない状況です。また、高齢者人口も既にピークを越えて減少局面に入ってきており、公共交通利用者数は今後も減少していくことが予想されます。
- 一般にバス停勢圏と呼ばれる300m範囲内の傾斜度も大きく、バス停までのアクセスに支障がある地域が多くなっています。

課題	人口が減少するなかでも、地域の社会基盤として公共交通の必要性は高いといえます。点在する居住区をきめ細かくカバーしつつも、効率性も備えた仕組みを整えていくことが求められます。
----	--

### (2) 中央西線のダイヤと利用者ニーズとのずれ

- JR中央西線については、郡内の2つの県立高校の通学における主要な交通手段となっていますが、利用者ニーズが現行のダイヤとマッチしていない箇所が見受けられます。
- 蘇南高校では、南木曽駅に到着する上り列車の時刻にあわせ、始業時刻を8:55としていますが、これは県内の高校で最も遅いものです。下校時についても、授業終了後にちょうどよい16:19の列車、部活帰りにちょうどよい19:16の列車がともに南木曽駅止まりとなっており、木曽福島方面に帰るために待ち時間が長い状況となっています。
- 木曽青峰高校においては、部活帰りにちょうどよい南木曽方面の19:37発の列車を逃すと、22:36発まで3時間待たなくてはならないという状況になっています。
- 一方、特急を利用する際の中津川駅もしくは塩尻駅での乗継ぎに際しては、1時間以上の待ち時間が生じる状況もみられます。
- 交通網対策協議会・期成同盟会でもこれまで要望活動などを行っていますが、抜本的な解決には至っていません。

課題	JR中央西線の利便性を高めるべく、鉄道事業者に対しての要望活動を続けていくとともに、鉄道の運行間隔が空く時間を補完できるようなバスの運行やダイヤ設定なども重要です。
----	--

### (3) 地方公共団体によるバス事業者の株式保有と再編事業の停滞

- 2000年以降、道路運送事業の規制緩和を受けてコミュニティバスや乗合タクシーなどの導入が相次ぎ、貸切バス事業者などの参入が進みましたが、それ以前、木曽地域では、おんたけ交通（株）が唯一の乗合バス事業者で、郡全域にわたってバス路線を運営していました。
- 同社は名鉄グループの系列会社でしたが、平成18年1月に親会社の名古屋鉄道（株）が撤退し、その際、同社が保有していたおんたけ交通（株）の株式は、郡内の町村等にすべて譲渡されました。このため、同社は現在、木曽広域連合及び郡内の町村が主要株主である第三セクター的な法人となっています。
- 株式譲渡にあわせて、路線免許を有していた郡内の営業路線（4条乗合）のほとんどを廃止し、

- 町村からの受託運行によるコミュニティバス路線（21条貸切乗合）へ転換した経緯があります。
- 同年10月の道路運送法の改正で、21条路線が、みなし4条路線となつことにより、郡内のコミュニティバスについても、再び同社による許認可路線になりましたが、各路線の運行内容については、町村の地域公共交通協議会等に委ねられる形となっています。運行費用も町村が負担しています。
  - 一般に、地域公共交通に関する計画では、「地域内バス路線の再編」を掲げたものの、民間事業者の営業路線が多いことで、調整が難航するケースもみられます。木曽地域においては、バス路線のほとんどが町村のコミュニティ路線であるため、再編しやすい状況にあります。
  - しかしながら、株式譲渡から約15年間、ほとんど再編が進んでこなかった実状もあります。これは経営に深く関与していくべき立場であった行政側と、委託運行の形態に依存した事業者側の双方に、改善への立ち後れがあったものとみられます。

課題	地域内バス路線のほとんどが、町村の管理下にあり、郡全体としての再編が行いやすいというメリットを活かす必要があります。今回の計画策定を機に、推進していくことが重要です。
----	---

#### (4) 足腰の悪い高齢の利用者が多いためのバリアフリー車両への適用除外

- 平成18年に施行されたバリアフリー新法に伴い、交通事業者は車両の更新時にワンステップもしくはノンステップ車両への基準適合が義務づけられましたが、木曽地域は山間地かつ積雪地でもあることから、おんたけ交通（株）は、適用除外となっています。
- このため、現在もほとんどの車両がステップが高く、高齢者にとっては、乗り降りの際に大きな支障が生じています。ステップが高いことを苦にする声も多く寄せられています。
- 現在は道路改良も進んだため、幹線的な路線は概ね運行が可能な状態にあり、低床バスも数台導入されています。

課題	今後はバリアフリー車両を基本として更新を図ってくことが必要と考えられます。また、バリアフリー車両はバスだけでなく、タクシーなどにも導入されることが必要です。
----	--

#### (5) 郡の中心である木曽福島市街地への施設立地と目立つ域外流出

- 日用品を扱う小型のスーパーや商店等は各町村にありますが、郡内に3店舗ある大型スーパーのうち2店が木曽郡の中心地である木曽福島市街地に立地しています。
- 医療機関についても、総合病院は木曽福島市街の県立木曽病院のみとなっています。郡南部からは、岐阜県中津川市の坂下病院への通院も多くありましたが、同院は2019年度より診療所に縮小されており、医療機関としての対応の幅が小さくなっています。
- 高校についても木曽福島市街の木曽青峰高校への通学が多い状況です。郡南部の南木曽町には蘇南高校もありますが、生徒数は1学年約40人の小規模校となっています。
- その他、国や県などの行政関連施設も木曽福島市街への立地が多く、郡内での日常生活においては木曽福島市街地に来なければならない移動が多くあります。
- 木曽地域内には全国チェーンの家電量販店や衣料品の専門店などがないため、隣接する伊那市、塩尻市、中津川市などへの買物移動もみられます。

課題	郡内の各居住区から木曽福島市街地へアクセスできることが最も重要なことがありますが、あわせて郡外へのアクセスについても確保していくことが必要です。
----	--

#### (6) バス路線同士、鉄道路線との重複による効率性の低下

- (5)に記したように、木曽福島市街に向けて、各町村が個別にバスを運行させているため、路線の重複がみられます。

- 圏域が広いため、バス路線も距離が長く、所要時間も長いものが多くなっています。
- 郡内にはJR中央西線も縦断しているため、幹線的な移動を鉄道が担うこともできる状況にあり、鉄道とバスとの重複もみられます。
- しかし、JR中央西線の日中の普通列車は2時間おきの運行であり、生活交通としては不十分といえる状況です。また、木曽福島駅まで到達しても、駅からスーパーや病院までは距離や高低差が大きく、高齢者の場合、バスやタクシーへの乗り換えが必要となっています。

課題

郡全体を一体の生活圏として見据えた交通体系の再編が効果的と考えられます。あわせて、JR中央西線の二次交通としての役割なども重要です。

## 2. 利便増進事業の概要

### 2-1 利便増進事業の種別

1-2にも示した通り、利便増進事業とは、地域における公共交通ネットワークの再編のほか、ダイヤ・運賃などのサービス面の改善など、利用者の利便増進に資する事業のことで、地域交通法第2条第13号イ、ロ及びハ並びに同法施行規則第9条の3により、以下のように位置づけられています。

イ. 地方公共団体がその全部又は一部の区域における輸送需要に応じた地域公共交通網の整備を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するもの

① 旅客鉄道、旅客軌道、乗合バス・タクシー、定期航路に係る路線等の編成の変更

『事業例』

- ・バス路線の幹線と支線の分割
- ・市街地中心部のバス路線の集約化
- ・中心市街地を回遊できるバスの新設 など



② 次に掲げる事業の転換又は自家用有償旅客運送から道路運送事業※への転換

- (i) 旅客鉄道又は旅客軌道から道路運送事業（路線バス・一般タクシー）へ転換
- (ii) 一の種類の道路運送事業（路線バス・一般タクシー）から他の種類の道路運送事業へ転換
- (iii) 一の種類の旅客船（定期航路事業）から他の種類の旅客船（定期航路事業）へ転換

- ・自家用有償旅客運送から路線バス・一般タクシーへの転換 など



③ 自家用有償旅客運送の導入又は路線若しくは区域の変更

『事業例』

- ・交通空白地における自家用有償旅客運送の新規導入
- ・自家用有償旅客運送の区域の拡大 など



ロ. 地方公共団体が地域公共交通の利用者にとって利用しやすい運賃又は運行時刻の設定その他の運送の条件の改善を図るために行う事業であって、公共交通事業者等への支援を行うことにより次に掲げる措置の実施を促進するものとするもの

① 運賃又は料金の設定

『事業例』

- ・定期制乗り放題運賃
- ・通し運賃 など



② 運行回数又は運行時刻の設定

『事業例』

- ・等間隔運行やバーンダイヤ など



③ 共通乗車券の発行

『事業例』

- ・電車・バス一口乗り放題切符、観光周遊フリーパスの発行 など



ハ. イ～ロに掲げる事業と併せて行う以下の事業（施行規則第9条の3）

『事業例』

- ① 乗継ぎを円滑にするための運行計画の改善
- ② 交通結節施設における乗降場の改善
- ③ 乗継ぎに関する分かりやすい情報提供
- ④ ICカード、クレジットカード又は二次元コードの導入その他の運賃又は料金の支払いの円滑化
- ⑤ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する新たな車両又は自動車の導入
- ⑥ 地域公共交通の利用者の利便の増進に資する経営の改善に関する措置
- ⑦ ①～⑥に掲げる事業の他、地域公共交通の利用者の利便の増進に資する措置

※ 道路運送事業：一般乗合旅客自動車運送事業又是一般乗用旅客自動車運送事業

## 2-2 地域公共交通計画の施策体系と利便増進事業の位置づけ

木曽地域公共交通計画に示した施策体系と本計画における利便増進事業は次のように連動しています。また、2-1に示した種別(イロハ)との対応も示しています。

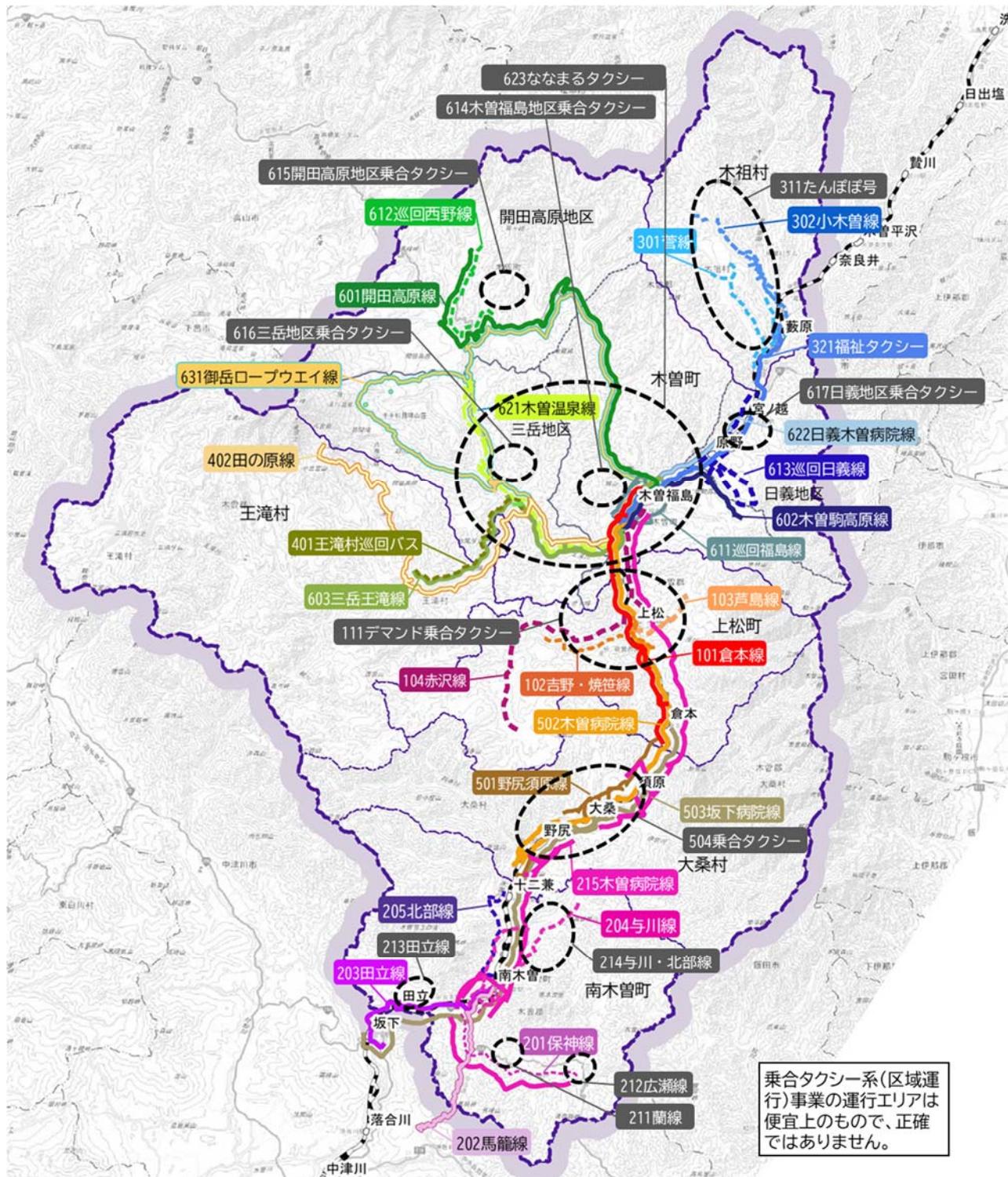


※ 【参】については、調整が整い次第、段階的に実施する事業

## 2-3 再編する公共交通ネットワークの概要

### (1) 再編前路線の状況

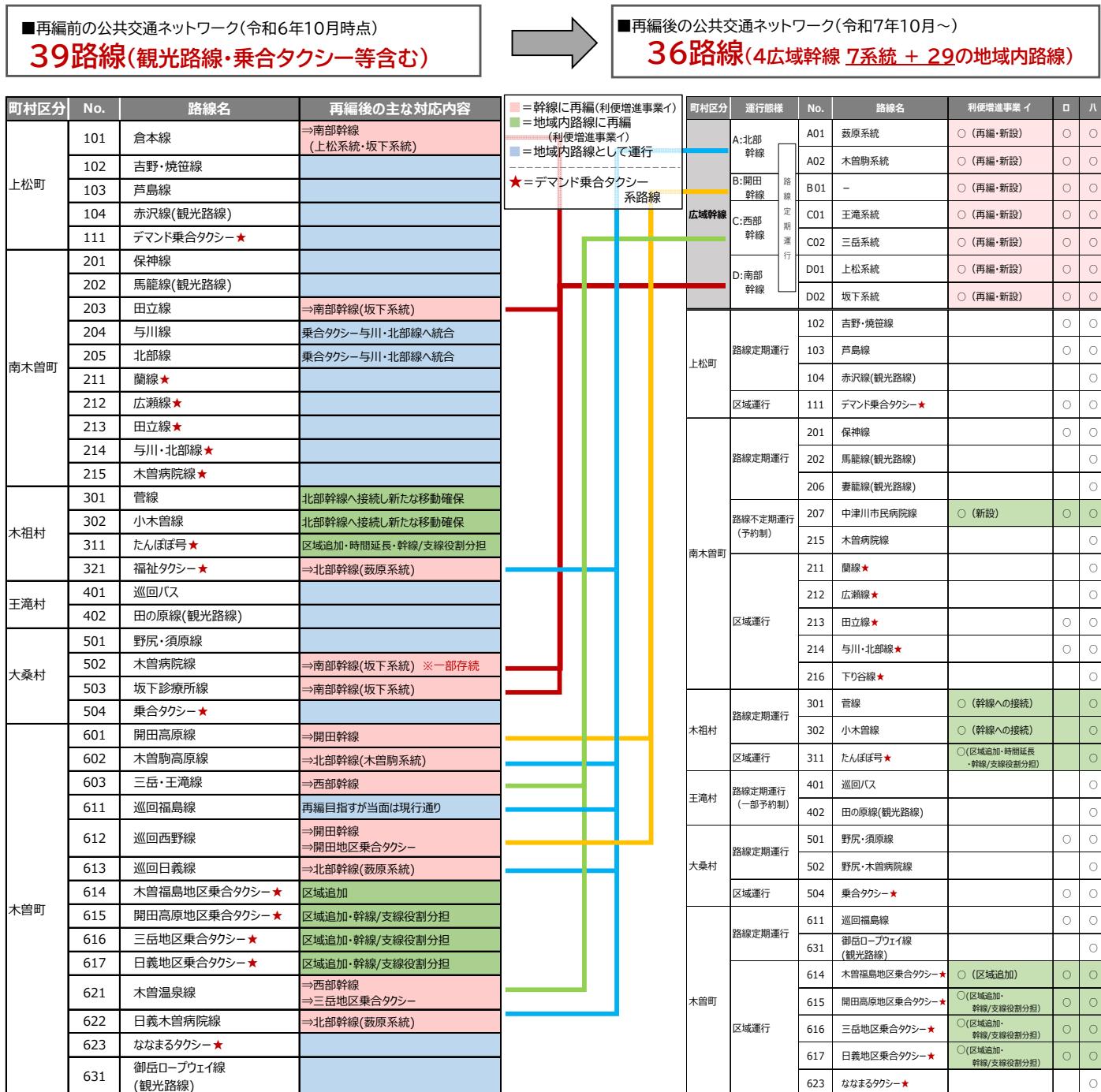
令和6年度時点においては、6町村がそれぞれ運行するコミュニティバスや乗合タクシーなどが、下図の通り39路線運行されています。郡の中心地である木曽福島市街地に向けて、南北に縦貫する国道19号を通るルートに重複が目立ちます。



町村区分	運行態様	No.	路線名	区間・区域
上松町	路線定期運行	101	倉本線	本町～バス回転場所
		102	吉野・焼笠線	中学校北門～焼笠
		103	芦島線	上松駅～芦島
		104	赤沢線(観光路線)	木曽福島駅～赤沢自然休養林
	区域運行	111	デマンド乗合タクシー	上松町全域
南木曽町	路線定期運行	201	保神線	南木曽駅～保神
		202	馬籠線(観光路線)	南木曽駅～馬籠
		203	田立線	南木曽駅～坂下診療所
		204	与川線	南木曽駅～向田
		205	北部線	南木曽駅～きごりの家
	区域運行	211	蘭線	蘭地区上段
		212	広瀬線	広瀬地区富貴畑、夏焼
		213	田立線	田立地区向粟畑、粟畑、大野正兼、塚野
		214	与川・北部線	与川地区、北部地区
	路線不定期運行	215	木曽病院線	木曽病院～妻籠
木祖村	路線定期運行	301	菅線	宮の森～辺見屋敷
		302	小木曽線	藪原駅～細島
	区域運行	311	たんぽぽ号	木祖村全域 (水木沢・別荘地は除く)
	路線不定期運行	321	福祉タクシー	木祖村内～木曽病院
王滝村	路線定期運行 (一部予約制)	401	巡回バス	三岳交流促進センター～王滝
	路線定期運行	402	田の原線(観光路線)	木曽福島駅～御岳田の原
大桑村	路線定期運行	501	野尻・須原線	バス回転場所～川向
		502	木曽病院線	木曽福島駅～川向
		503	坂下診療所線	バス回転場所～坂下診療所
	区域運行	504	乗合タクシー	大桑村全域・上松町バス回転場所
木曽町	路線定期運行	601	開田高原線	木曽病院～小西
		602	木曽駒高原線	木曽病院～大原上
		603	三岳・王滝線	本町～王滝
		611	巡回福島線	木曽病院～相撲場～木曽病院(循環)
		612	巡回西野線	開田支所～小西
		613	巡回日義線	巴淵～森林公園～巴淵(循環)
		621	木曽温泉線	黒川ダム～小奥下
		622	日義木曽病院線	宮ノ越駅～木曽病院
		631	御岳ロープウェイ線 (観光路線)	木曽福島駅～御岳ロープウェイ
	区域運行	614	木曽福島地区乗合タクシー	木曽福島地区
		615	開田高原地区乗合タクシー	開田高原地区
		616	三岳地区乗合タクシー	三岳地区
		617	日義地区乗合タクシー	日義地区
		623	ななまるタクシー	木曽町全域

## (2) 再編の概要

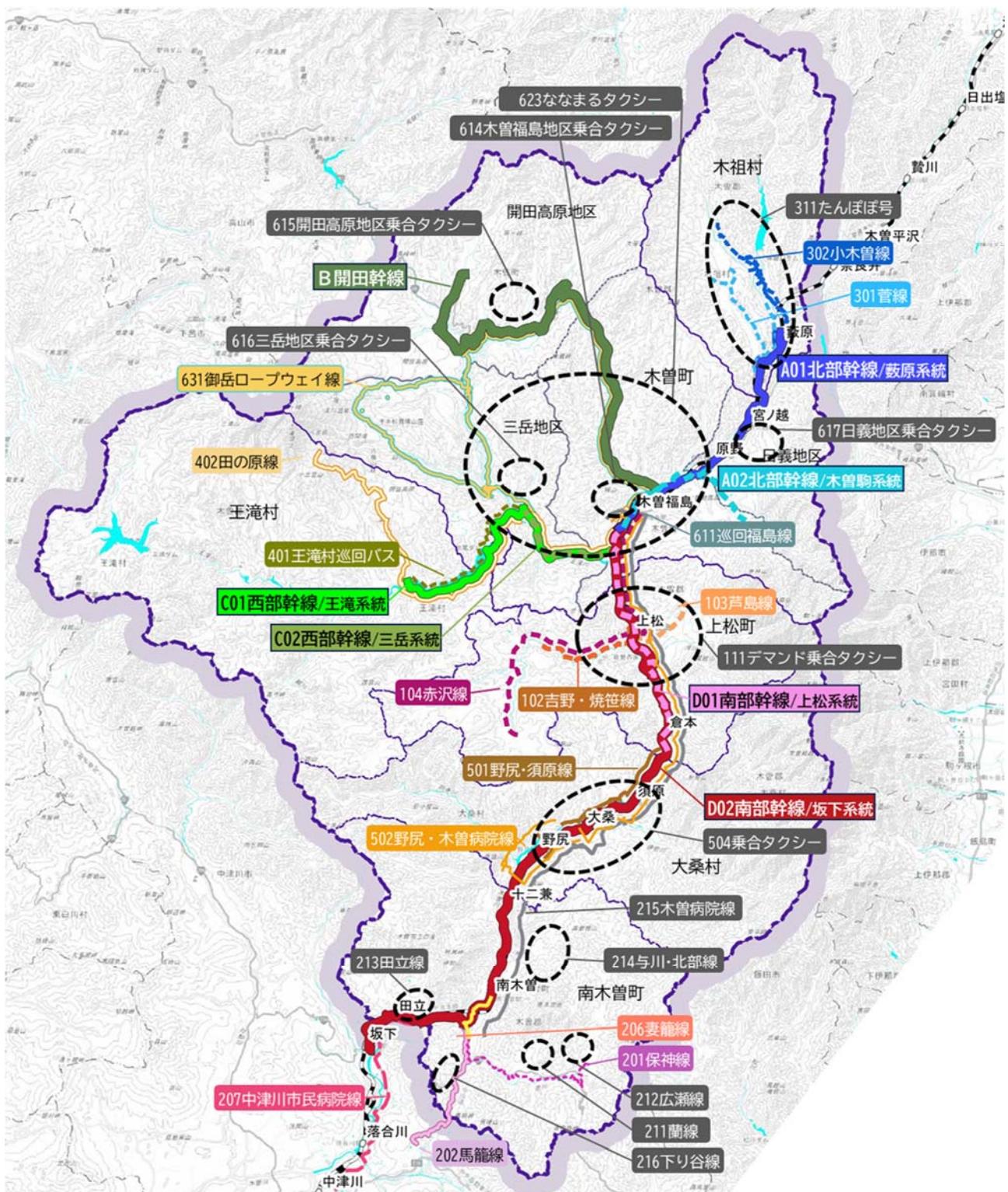
(1)に示した 39 路線について、重複の解消、運行の効率化による利便性の向上を目指し、36 路線への再編を図っていきます。各路線の再編内容は下表の通りです。





### (3) 再編後の体系

(2) に示した 36 路線は下図のような体系になります。4 幹線 7 系統（地域間幹線系統）と 29 路線の地域内路線に再編を図ります。



町村区分	運行態様	No.	路線名	区間・区域	運行事業者
広域幹線	A:北部幹線	A01	藪原系統	木曽病院～木祖村役場	おんたけ交通/やぶはらタクシー
		A02	木曽駒系統	木曽病院～大原上	おんたけ交通
	B:開田幹線	B01	－	木曽病院～神田宮前	おんたけ交通
		C01	王滝系統	塩渕・Aコープ～王滝	おんたけ交通
	C:西部幹線	C02	三岳系統	塩渕・Aコープ～三岳交流促進センター	おんたけ交通
		D01	上松系統	木曽福島駅～バス回転場所	おんたけ交通
	D:南部幹線	D02	坂下系統	木曽福島駅～弥栄橋	おんたけ交通
上松町	路線定期運行	102	吉野・焼笠線	中学校北門～焼笠	おんたけタクシー
		103	芦島線	上松駅～芦島	おんたけタクシー
		104	赤沢線(観光路線)	木曽福島駅～赤沢自然休養林	おんたけ交通
	区域運行	111	デマンド乗合タクシー	上松町全域	おんたけタクシー
南木曽町	路線定期運行	201	保神線	南木曽駅～保神	おんたけ交通 南木曽観光タクシー
		202	馬籠線(観光路線)	南木曽駅～馬籠	おんたけ交通
		206	妻籠線(観光路線)	南木曽駅～妻籠	おんたけ交通
	路線不定期運行 (予約制)	207	中津川市民病院線	南木曽駅～中津川市民病院	南木曽観光タクシー
		215	木曽病院線	木曽病院～妻籠	南木曽観光タクシー
	区域運行	211	蘭線	蘭地区上段	南木曽観光タクシー
		212	広瀬線	広瀬地区富貴畑・夏焼	南木曽観光タクシー
		213	田立線	田立地区向粟畑・粟畑・大野正兼・塚野	南木曽観光タクシー
		214	与川・北部線	与川地区・北部地区	南木曽観光タクシー
		216	下り谷線	妻籠地区下り谷・大妻籠	南木曽観光タクシー
木祖村	路線定期運行	301	菅線	宮の森～辺見屋敷	木祖村(空白地有償)
		302	小木曽線	藪原駅～細島	おんたけ交通
	区域運行	311	たんぽぽ号	木祖村全域（水木沢・別荘地除く）、木曽町巴淵	やぶはらタクシー
王滝村	路線定期運行 (一部予約制)	401	巡回バス	三岳交流促進センター～王滝	王滝村(空白地有償)
		402	田の原線(観光路線)	木曽福島駅～御岳田の原	おんたけ交通
大桑村	路線定期運行	501	野尻・須原線	バス回転場所～川向	おんたけ交通
		502	野尻・木曽病院線	木曽福島駅～川向	おんたけ交通
	区域運行	504	乗合タクシー	大桑村全域、上松町バス回転場所	南木曽観光タクシー
木曽町	路線定期運行	611	巡回福島線	木曽病院～相撲場～木曽病院 (循環)	おんたけタクシー
		631	御岳ロープウェイ線 (観光路線)	木曽福島駅～御岳ロープウェイ	おんたけ交通
	区域運行	614	木曽福島地区乗合タクシー	木曽福島地区	木曽交通
		615	開田高原地区乗合タクシー	開田高原地区	おんたけタクシー
		616	三岳地区乗合タクシー	三岳地区	おんたけタクシー
		617	日義地区乗合タクシー	日義地区	木曽交通
		623	ななまるタクシー	木曽町全域	おんたけタクシー/木曽交通

### 3. 利便増進事業の内容

#### 3-1 広域幹線の新設事業

##### (1) 北部幹線

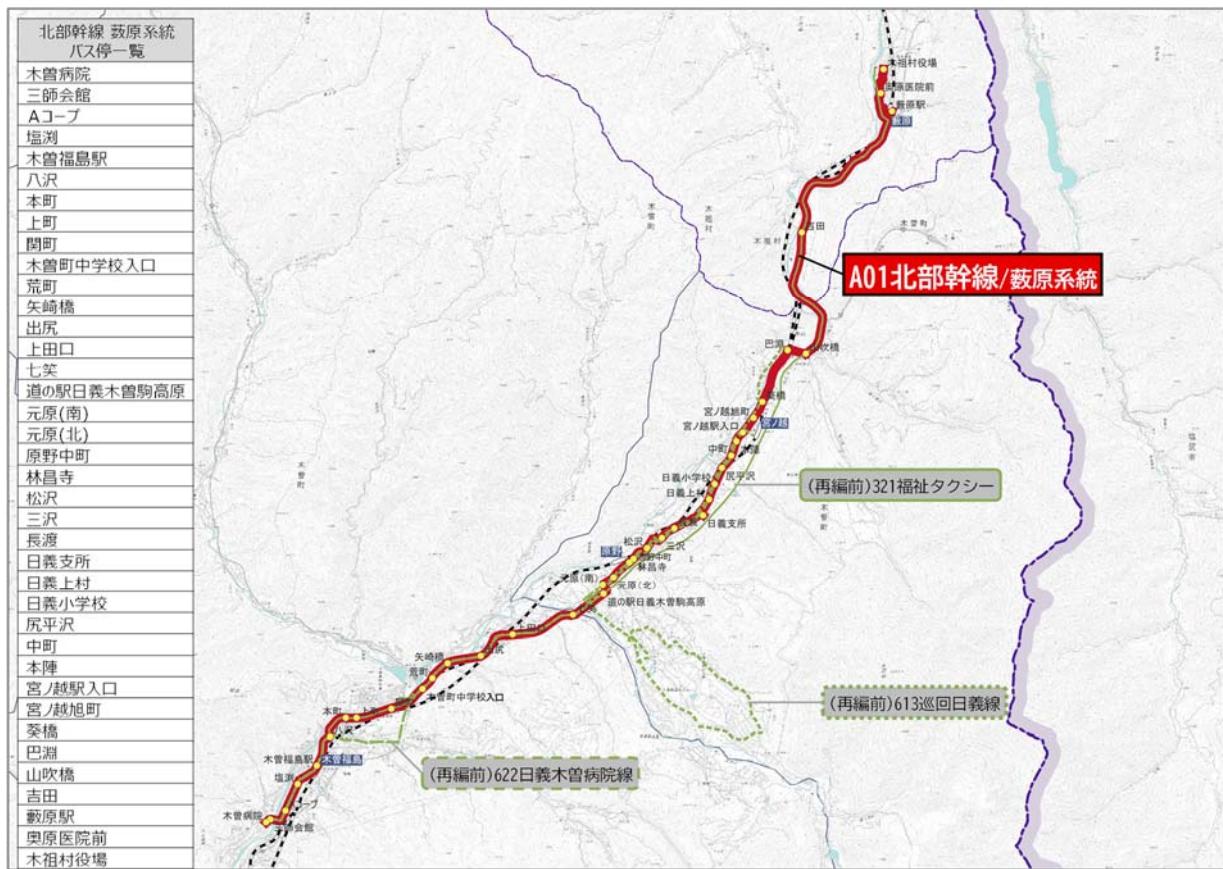
###### ① 薮原系統(A01)

###### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b></p> <p>○木祖村で運行している「木曾病院行き福祉タクシー(321)」は、平日1日3往復の運行枠があるが、村民を対象にした予約制の運行であるため、不特定多数の利用に対応していない。途中経路となる木曽町日義地区住民なども利用できない。</p> <p>○木曽町で運行している「日義木曾病院線(622)」は、平日上り1便のみの運行で、病院への往路の利便性は有するが、帰路は別のバス路線を利用したうえで「日義地区巡回バス(613)」への乗換利用となっている。</p> <p>○日義地区の大半のエリアでは、町の中心部である木曾福島市街地への直通の交通手段がない。JR中央西線があるものの、日中の普通列車は2時間おきであるなど利便性が低い。鉄道駅からは病院やスーパーまでの距離も遠い。バスで補完する必要性が高い。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <p>○上記3路線を再編・統合し、定期運行とすることで、通院に関わらず、沿線住民すべてが利用できるバスとなる。宮ノ越、薮原などの中山道の宿場町も経由するため、例えば「中山道街道バス」として観光利用にも対応できる。</p> <p>○「薮原系統[A01]」の運行により、日義地区から木曾福島市街地への直通便ができることで、日義地区内の交通サービスの格差を解消する。</p> <p>○運行本数を平日5往復(10便)程度とし、休日便も新設することで、利便性が大幅に向かう。</p> <p>○鉄道の並行路線となるが、鉄道の空き時間を補完するダイヤを組むことで、木曽郡内の南北の交通軸を強化する。</p>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社／やぶはらタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曾病院 終点：木祖村役場
主たる経由地	木曾福島駅、本町、道の駅日義木曾駒高原、日義支所、宮ノ越駅、巴淵、吉田、薮原駅
キロ程	上り 18.3km 下り 18.4km
運行日	全日（年末年始は運休）
運行本数	平日：8～10便(上り4～5下り4～5) 土休日：6便(上り3下り3)
使用車両	小型バス(29人乗り程度)
運賃	ゾーン運賃(3-3に詳述)

#

## 2)運行系統図



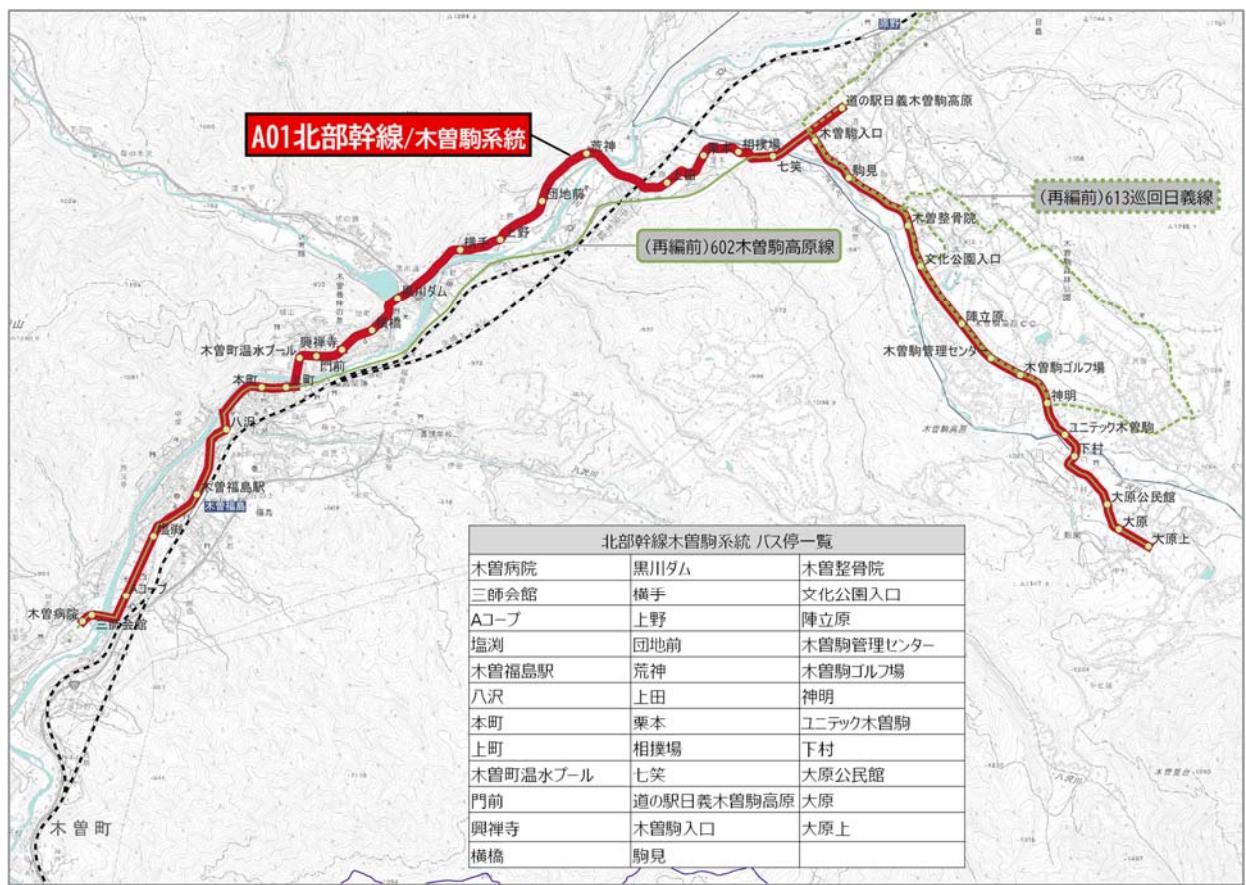
## ②木曽駒系統(A02)

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○木曽町で運行している「木曽駒高原線(602)」は、木曽福島市街地と木曽町日義地区を結ぶ主要路線であり、木曽町生活交通システムにおいても、観光施設や別荘地の多い木曽駒・大原地区を目的地とする幹線バスと位置づけて、合併当初より運行している。</li> <li>○木曽町木曽福島地区では木曽川が市街地内を流れているが、国道 19 号が走る左岸側に公共交通サービスが偏り、右岸側のサービスがやや低い状況にあることから、地区内の格差がみられた。</li> <li>○木曽駒高原地区、大原地区においては「巡回日義線(613)」との重複もみられた。</li> </ul> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「木曽駒系統[A02]」の運行により、「木曽駒高原線(602)」と「巡回日義線(613)」を統合し、効率的な運行とするうえに、木曽川右岸を運行することで、木曽福島地区内の格差を解消する。</li> <li>○「木曽駒系統[A02]」は、平日 21 便から 14 便へ運行便数は減少するものの、通学、通院、買物などのニーズの高い時間帯の運行は確保する。</li> <li>○道の駅日義木曽駒高原 ⇄ 木曽病院の間でみれば、北部幹線全体として 11 往復 (22 便) 程度の運行を確保することにより、地域全体の利便性は高まる。</li> </ul>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曽病院 終点：大原上
主たる経由地	木曽福島駅、本町、横手、相撲場、道の駅日義木曽駒高原、文化公園入口
キロ程	11.7km
運行日	全日（年末年始は運休）
運行本数	平日：14 便(上り 7 下り 7) 土休日：8 便(上り 4 下り 4)
使用車両	小型バス (29 人乗り程度)
運賃	ゾーン運賃 (3-3 に詳述)

#

## 2)運行系統図



#

## (2) 開田幹線(B01)

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b></p> <p>○木曽町で運行している「開田高原線(601)」は、木曽町の合併発足後の平成18年に町営のコミュニティバスとして運行を開始したもので、利用者ニーズにあわせて調整を繰り返し、現在に至っている。地域住民の生活移動だけでなく、観光利用も多く、木曽地域内を運行するバスの中では最も利用者数の多い路線でもある。</p> <p>○日中の便については運行の効率性を図るために、開田支所止まりとしており、以西は「巡回西野線(612)」への乗継ぎ利用となっている。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <p>○広域幹線としての再編にあたり、「開田高原線(601)」と「巡回西野線(612)」を「開田幹線[B01]」として統合する。</p> <p>○すべての便を西野地区までの運行とすることで、開田支所での乗換えの必要なく、木曽福島市街地までアクセスすることが可能となる。</p> <p>○路線を伸ばし、所要時間が長くなった分、運行本数を減らすということではなく、現行と同等の本数及びJR線との接続を確保する。</p>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曽病院 終点：神田宮前
主たる経由地	木曽福島駅、本町、おもちや美術館、木曽福島スキー場、小野原、古屋敷、管沢、開田支所
キロ程	上り 36.0km 下り 36.2km
運行日	全日（年末年始は運休）
運行本数	平日：21便（上り11下り10） 土休日：14便（上り7下り7）
使用車両	中型バス（57人乗り程度）
運賃	ゾーン運賃（3-3に詳述）

#

## 2)運行系統図



### (3) 西部幹線

#### ① 王滝系統(C01)

##### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b></p> <p>○再編前の「三岳・王滝線(603)」は、木曽町の合併発足後の平成18年に町営のコミュニティバスとして運行を開始した路線で、王滝村と連携しながら運営をしている。</p> <p>○10.5 往復/日の運行のうち、王滝行を7.5 往復としており、その他の便は木曽町三岳地区の黒沢里宮行としている。王滝村では「村営巡回バス(401)」を運行しており、昼間の2往復のバスが三岳交流促進センターに接続している。</p> <p>○木曾福島～三岳交流促進センター間は「木曾温泉線(621)」と経路が重複しているうえ、「なんてんの里」に一部循環区間があり、運行が非効率である。</p> <p>○沿線地域全体として人口減少が進行し、利用者の減少も目立っている。より利用しやすい運行態様が求められている。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <p>○広域幹線としての再編にあたり、「三岳・王滝線(603)」と「木曾温泉線(621)」を西部幹線として統合し、「王滝系統[C01]」と「三岳系統[C02]」に区分する。</p> <p>○「木曾温泉線(621)」の廃止に伴い空白区域となる「田中地区」については、新たに「三岳地区乗合タクシー(616)」の運行区域とすることで住民の利便性を確保する。</p> <p>○「なんてんの里」区間の循環を廃止し、幹線としての速達性を確保する。</p>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：塩渕・A コープ 終点：王滝
主たる経由地	木曾福島駅、(一部の便は、黒川ダム)、木曽病院、道の駅三岳、三岳交流促進センター、二子持
キロ程	25.0km
運行日	全日 (年末年始は運休)
運行本数	平日：15便(上り8下り7) 土休日：10便(上り5下り5)
使用車両	中型バス (57人乗り程度)
運賃	ゾーン運賃 (3-3に詳述)

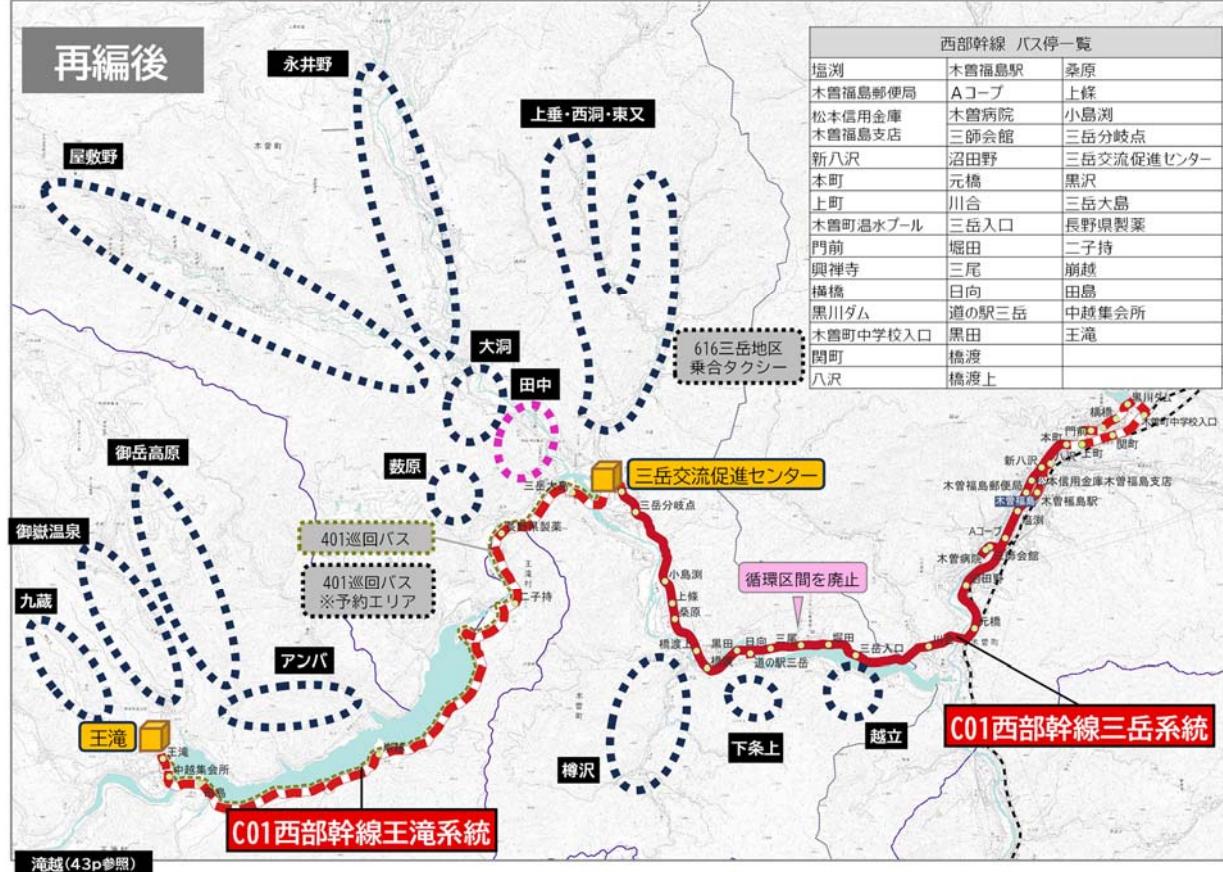
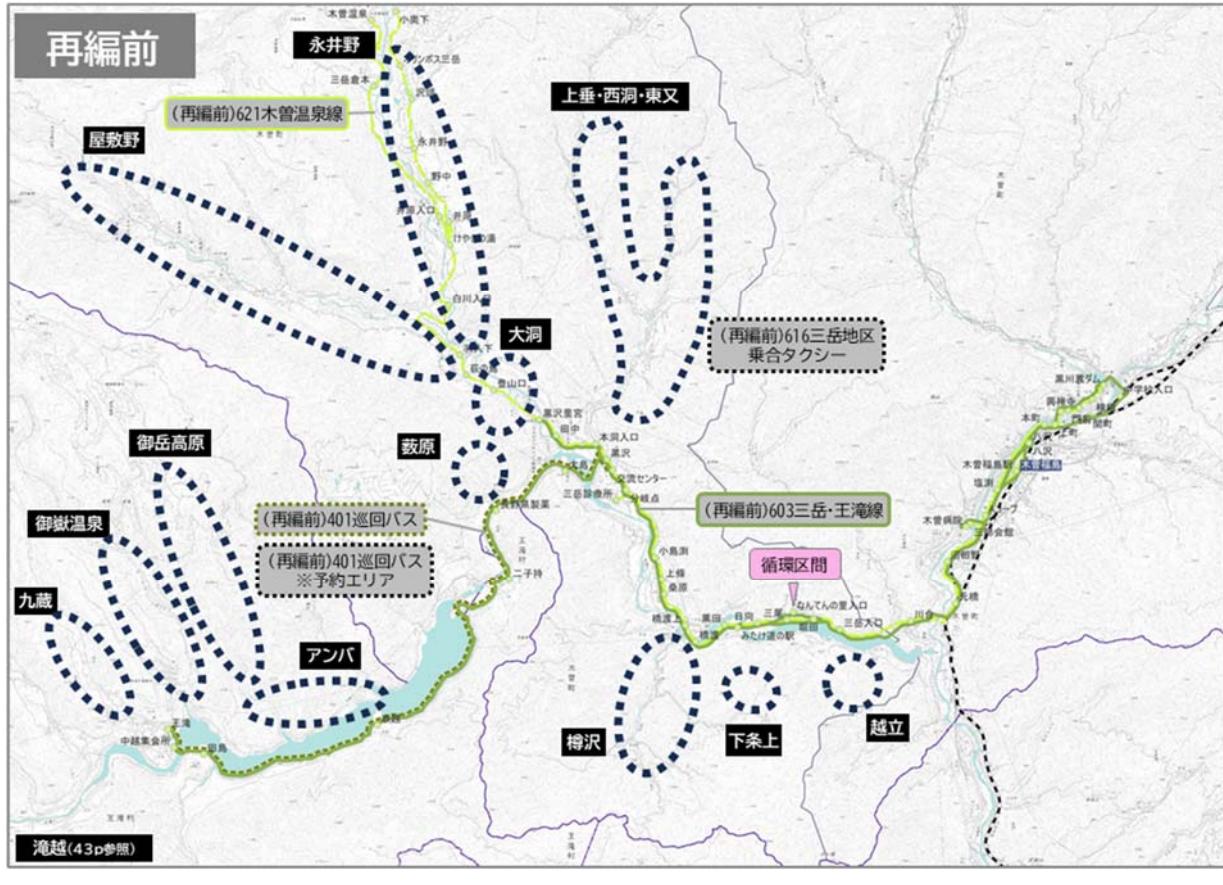
2) 運行系統図(三岳系統とあわせて次ページに掲載)

#### ② 三岳系統(C02)

##### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	※①王滝系統と同様
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：塩渕・A コープ 終点：三岳交流促進センター
主たる経由地	木曾福島駅、木曽病院、道の駅三岳
キロ程	13.7km
運行日	全日 (年末年始は運休)
運行本数	平日：6便(上り3下り3) 土休日：1便(上り1下り1)
使用車両	中型バス (57人乗り程度)
運賃	ゾーン運賃 (3-3に詳述)

## 2)運行系統図



#### (4) 南部幹線

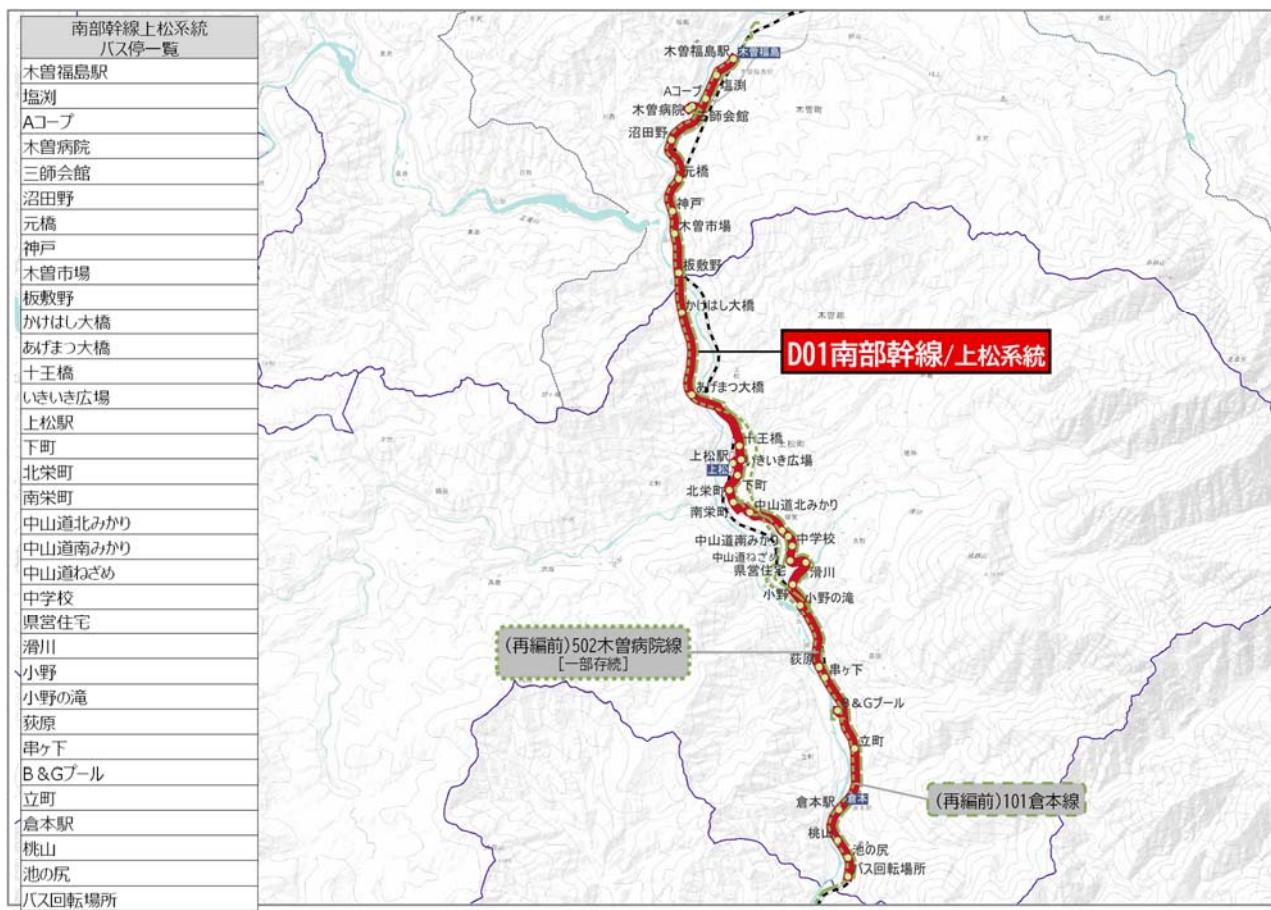
##### ①上松系統(D01)

###### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b></p> <p>○南部地域においては、郡内唯一の総合病院である木曽病院への通院や木曽福島市街地での買物・用足しなどのために、上松町の「倉本線(101)」、大桑村の「木曽病院線(502)」、南木曽町の「木曽病院線乗合タクシー(215)」の3路線が重複して運行している。このうち、南木曽町の「木曽病院線(乗合タクシー)」は予約制運行のうえ、1往復の運行に限られている。</p> <p>○加えて、県外であるが中津川市の坂下診療所への通院のために大桑村の「坂下診療所線(503)」、南木曽町の「田立線(203)」が重複している。上記と併せて5路線の重複がみられ、非効率である。</p> <p>○基本的にこれらの路線は、経由する沿線上の他町村の住民も利用可能ではあるが、一部の路線や一部の便は、他町村からの利用ができない。</p> <p>○JR中央西線が並行しているものの、日中の普通列車は2時間おきであるなど利便性が低い。鉄道駅からは病院やスーパーまでの距離も遠く、バスで補完する必要性が高い。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <p>○広域幹線としての再編にあたり、上松町の「倉本線(101)」、大桑村の「木曽病院線(502)」・「坂下診療所線(503)」、南木曽町の「田立線(203)」を南部幹線に統合するとともに、「上松系統[D01]」と「坂下系統[D02]」に明確に区分する。</p> <p>○「上松系統[D01]」が運行を担う木曽福島～上松間の運行本数については、「坂下系統[D02]」及び「野尻・木曽病院線(502)」(幹線系統が長大なため、上松町民の朝の通院の足として一部存続(p46参照))とあわせると平日10往復(20便)程度となり、現行と同等以上の本数が確保され、利便性は向上する。</p>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曽福島駅 終点：バス回転場所（池の尻）
主たる経由地	木曽病院、木曽市場、上松駅、見帰
キロ程	上り 18.2km 下り 18.5km
運行日	全日（年末年始は運休）
運行本数	平日：11便(上り6下り5) 土休日：6便(上り3下り3)
使用車両	中型バス（57人乗り程度）
運賃	ゾーン運賃（3-3に詳述）

#

## 2)運行系統図



#

## ②坂下系統(D02)

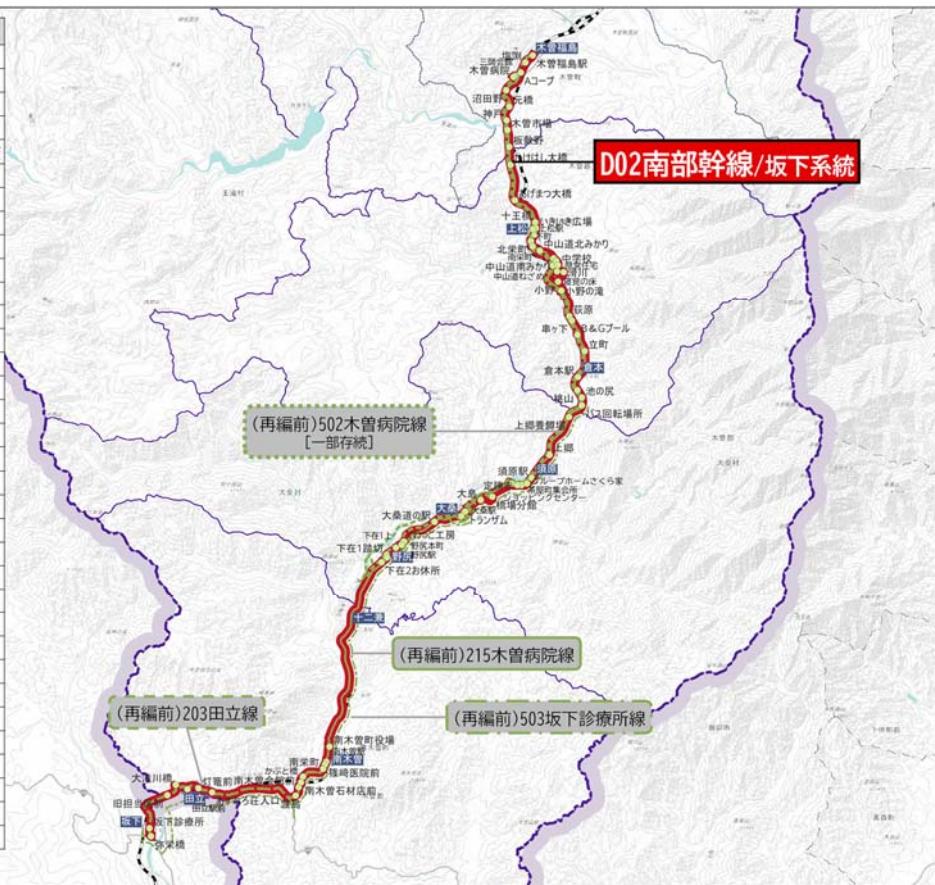
### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ※①上松系統と同様</p> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域幹線としての再編にあたり、上松町の「倉本線(101)」、大桑村の「木曽病院線(502)（一部存続）」・「坂下診療所線(503)」、南木曽町の「田立線(203)」を南部幹線として統合するとともに、「上松系統[D01]」と「坂下系統[D02]」に明確に区分する。</li> <li>○「坂下系統[D02]」は、これまでになかった木曾福島から坂下診療所までを直通運行するバスとなるため、多様な利用に対応できる。上松、須原、野尻、三留野などの中山道の宿場町を経由するため、例えば「中山道街道バス」として観光利用にも対応できる。</li> <li>○運行本数は、「坂下系統[D02]」、「野尻・木曽病院線(502)」（幹線系統が長大なため、大桑村民の朝の通院の足として一部存続（p46 参照））及び「木曽病院線(215)」（幹線系統が長大なため、南木曽町民の朝の通院の足として存続（p34 参照））とあわせると平日 5 往復(10 便)程度となり、休日便も新設することで、利便性が大幅に向上する。</li> <li>○鉄道との並行路線となるが、鉄道の空き時間を補完するダイヤを組むことで、木曽郡内の南北の交通軸を強化する。</li> </ul>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曾福島駅 終点：弥栄橋（一部の便は、田立駅）
主たる経由地	木曾病院、木曾市場、上松駅、（一部の便は、見帰）、須原駅、大桑駅、道の駅大桑、野尻駅、南木曽駅、田立駅、坂下診療所
キロ程	上り 50.4km 下り 50.8km
運行日	全日（年末年始は運休）
運行本数	平日：7～10 便（上り 3～5 下り 4～5） 土休日：4 便（上り 2 下り 2）
使用車両	小型バス（29 人乗り程度）
運賃	ゾーン運賃（3-3 に詳述）

#

## 2) 運行系統図

南部幹線坂下系統 バス停一覧	
木曽福島駅	バス回転場所
塩渕	上郷養鱒場
Aコープ	上郷
木曽病院	須原駅
三師会館	グループホームさくら家
沿田野	茶屋町集会所
元橋	定勝寺
神戸	ショッピングセンター
木曽市場	橋場分館
板敷野	大島
かけはし大橋	大桑駅
あけはつ大橋	トランザム
十王橋	大桑道の駅
いきいき広場	くわご工房
上松駅	野尻本町
下町	野尻駅
北栄町	下在1踏切
南栄町	下在1上
中山道北みかり	下在2お休所
中山道南みかり	南木曽町役場
中山道ねざめ	南木曽駅
中学校	篠崎医院前
県営住宅	南栄町
滑川	かぶと橋
小野	南木曽石材店前
寝覚の床	南木曽会館前
小野の滝	渡島
荻原	あすなろ荘入口
串ヶ下	灯籠前
B&Gブル	田立駅前
立町	大滝川橋
倉本駅	旧担当区前
桃山	坂下診療所
池の尻	弥栄橋



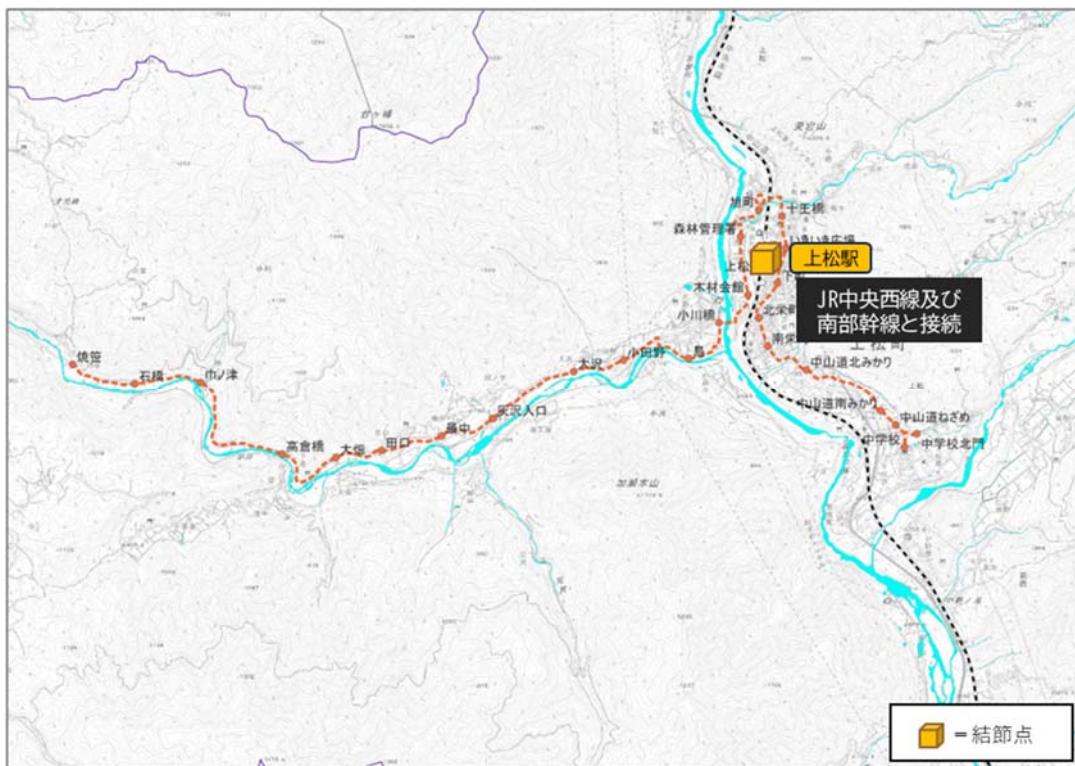
### 3-2 支線の再編・運行事業

#### (1) 吉野・焼笠線[102]

##### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	口・ハ
運行のねらい	○ 「上松駅」においてJR中央西線及び「南部幹線[D]」への円滑なダイヤ接続を図ることで一般利用を促進する。
運行事業者	おんたけタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：中学校北門 終点：焼笠
主たる経由地	上松駅
キロ程	10.7km
運行日	平日（祝日及び小中学校の長期休暇期間中は運休）
運行本数	2便（水曜日のみ3便）
使用車両	小型バス（15人乗り程度）
運賃	200円（均一運賃）

##### 2) 運行系統図



## (2) 芦島線[103]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ロ・ハ
運行のねらい	○「上松駅」においてJR中央西線及び「南部幹線[D]」への円滑なダイヤ接続を図ることで一般利用を促進する。
運行事業者	おんたけタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：上松駅 終点：芦島
主たる経由地	健康センター、公民館
キロ程	6.4km
運行日	月曜・金曜のみ（祝日・年末年始は運休）
運行本数	4便
使用車両	小型バス（15人乗り程度）
運賃	200円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

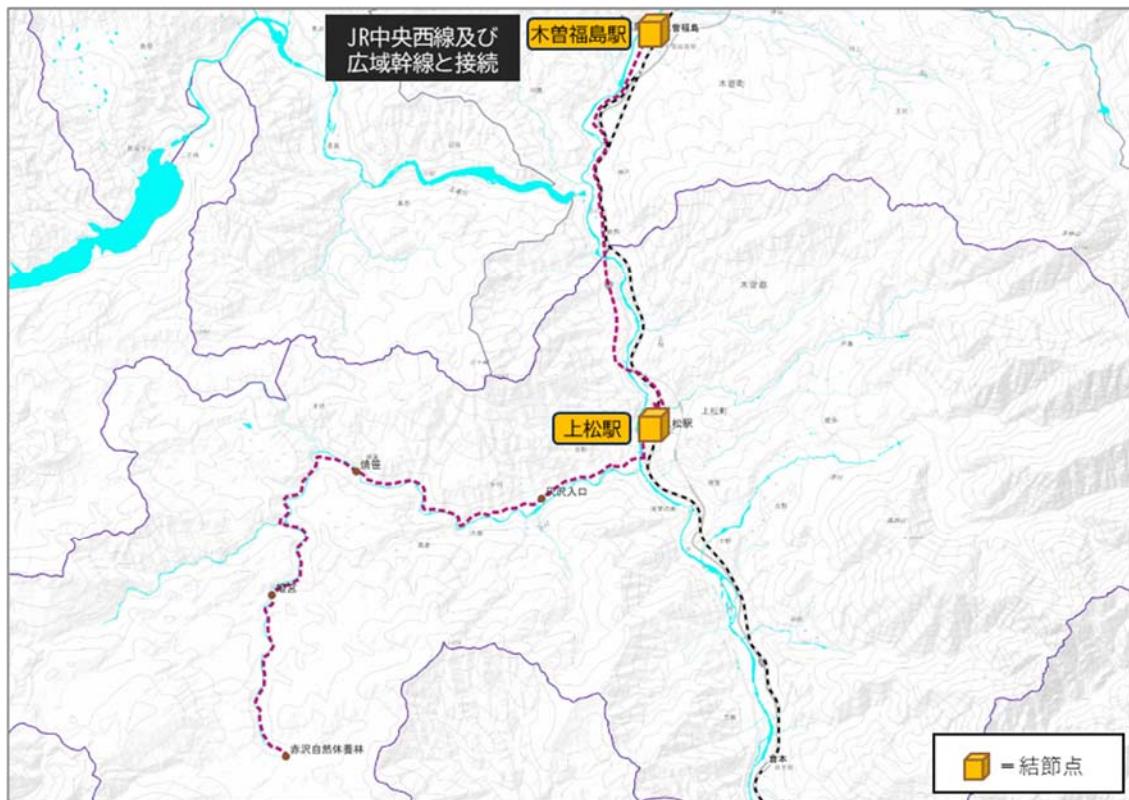


### (3) 赤沢線[104]

#### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上松町の観光拠点である赤沢自然休養林へアクセスするバス路線として再編前と同様の形態で運行する。</li> <li>○「木曽福島駅」及び「上松駅」においてJR中央西線との円滑なダイヤ接続を図る。</li> <li>○加えて、広域幹線との連携により、観光利用の促進を図る。</li> </ul>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曽福島駅 終点：赤沢自然休養林
主たる経由地	上松駅
キロ程	23. 2km
運行日	季節運行（4月下旬～11月上旬）
運行本数	期間中平日：6便 期間中土休日：8便
使用車両	中型バス（57人乗り程度）
運賃	木曽福島駅～赤沢自然休養林 片道1,500円 往復2,800円

#### 2) 運行系統図

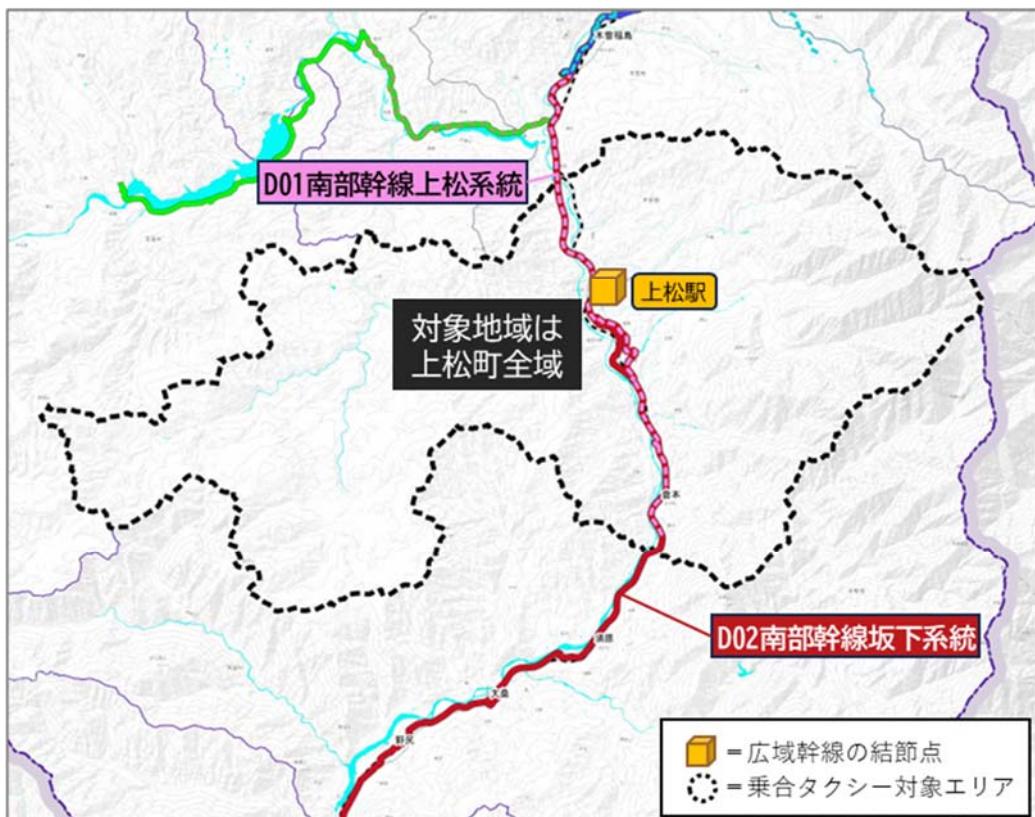


#### (4) デマンド乗合タクシー[111]

##### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○令和5年度より実証運行として一部区域で導入を行い、令和6年度からは実証運行の枠組みのなかで、対象地域を町内全域に拡大している。</p> <p><b>【再編後】</b>            ○町内のきめ細かい移動を支える生活の足として、令和7年4月に本格運行に移行する。            ○予約システムを導入し、利便性の向上を図る。</p>
運行事業者	おんたけタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	上松町全域
結節点	上松駅
運行日	火曜、水曜、木曜（祝日・年末年始は運休）
運行台数	最大2台
使用車両	タクシー車両（主にセダン型4人乗り）
運賃	500円（均一運賃）

##### 2) 運行系統図

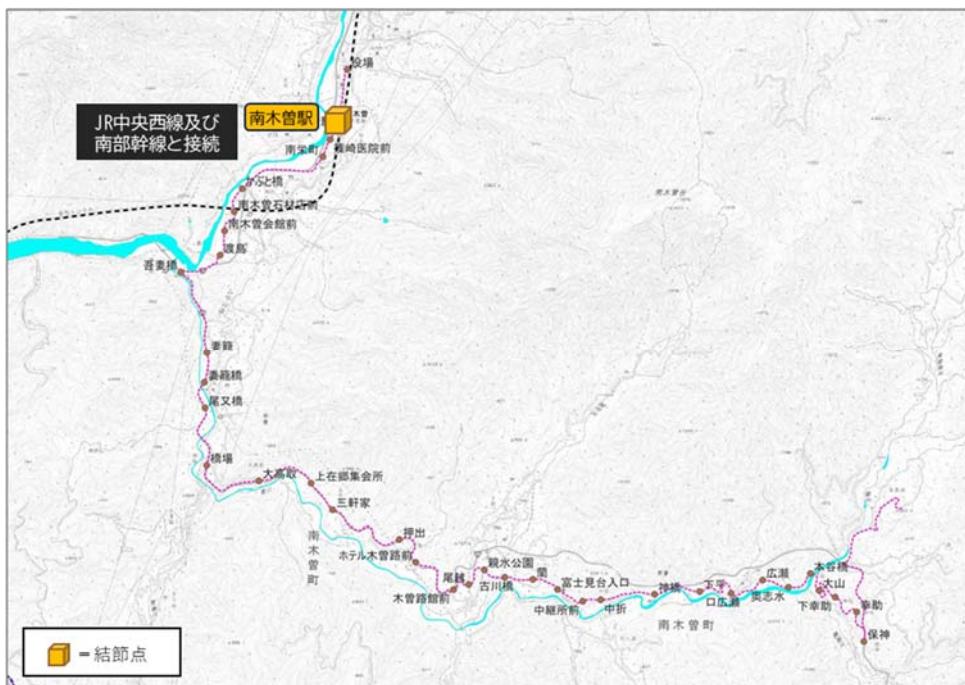


## (5) 保神線[201]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	口・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○町の中心部から南東部の居住区である吾妻、蘭、保神などを結ぶ路線。</li> <li>○町の観光拠点である妻籠宿を経由するため、観光路線としての位置づけも強い。朝夕は小中学校のスクールバスの機能ももつ。</li> <li>○中型バスで運行しているが、妻籠宿以東においては、利用者が限られ、中型バスは必要ない状況にある。一部道路も狭いため、運行に支障がある。</li> </ul> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○妻籠宿の観光需要に対応するため、南木曽駅～妻籠間を運行する「妻籠線(206)」を新設する。</li> <li>○これにあわせ、「保神線(201)」の日中の便については、車両をダウンサイジングし、タクシー事業者による運行とすることで、交通事業者間の適切な役割分担を行う。</li> <li>○「南木曽駅」においてJR中央西線及び「南部幹線[D]」への円滑なダイヤ接続を図ることで、一般利用を促進する。</li> </ul>
運行事業者	おんたけ交通株式会社(朝夕) 株式会社南木曽観光タクシー(日中)
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：保神 終点：南木曽駅
主たる経由地	広瀬、蘭、妻籠、南木曽会館前
キロ程	14.4km (中学校行)、15.4km (小学校行)
運行日	毎日
運行本数	平日：6便 土休日：6便 (朝夕=おんたけ交通) 平日：6便 土休日：6便 (日中=南木曽観光タクシー)
使用車両	中型バス (57人乗り程度) (朝夕=おんたけ交通) マイクロバス・ハイエース (日中=南木曽観光タクシー)
運賃	300円 (均一運賃)

### 2) 運行系統図

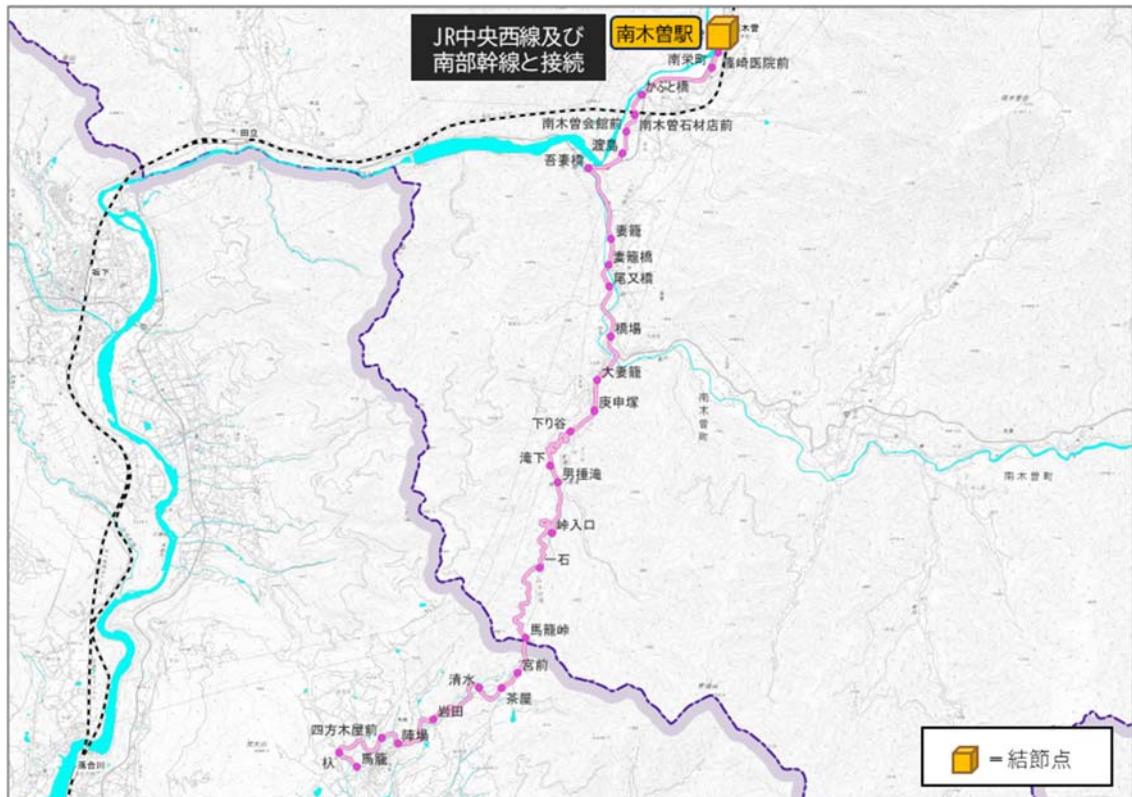


## (6) 馬籠線[202]

## 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<p>【再編前の状況・課題】</p> <p>○南木曽駅から町の観光拠点である妻籠宿を経由し、次の中山道の宿場町である中津川市の馬籠宿に至る観光路線。</p> <p>○同区間の中山道は、訪日外国人旅行者に人気のトレッキングコースとなっており、しばしば定員を超過し、増便が必要となっている。</p> <p>【再編後】</p> <p>○「南木曽駅」においてJR中央西線及び「南部幹線[D]」への円滑なダイヤ接続を図ることで、観光利用を促進する。</p> <p>○新たに運行を開始する「妻籠線(206)」との連携を図り、妻籠への利用者を分散する。</p>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：馬籠 終点：南木曽駅
主たる経由地	馬籠、妻籠、南木曽会館前
キロ程	15.7km
運行日	毎日
運行本数	8便（繁忙期ゴールデンウィーク・夏休み=10便）
使用車両	中型バス（57人乗り程度）または大型バス（75人乗り）
運賃	300～800円（距離制運賃）

## 2) 運行系統図

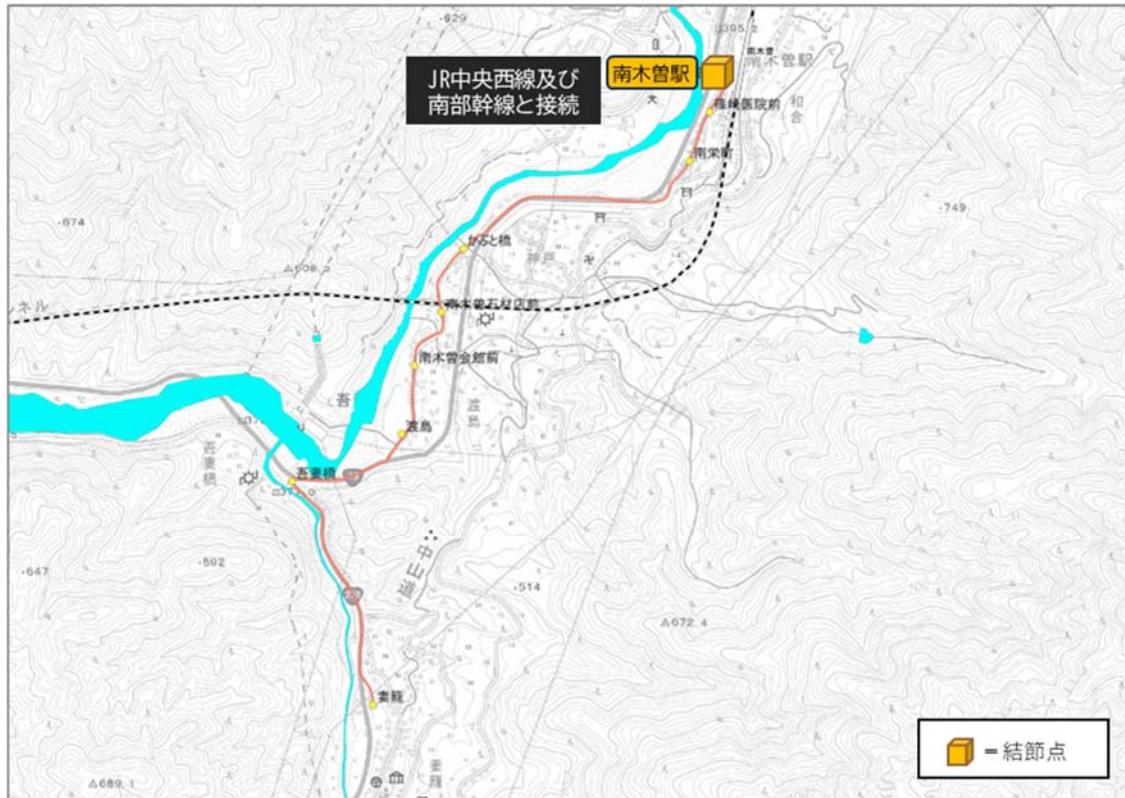


## (7) 妻籠線[206](新設)

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○再編前より運行されている「保神線」について、観光需要と生活需要を区分する必要が高いという課題がある。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○南木曽駅から町の観光拠点である妻籠宿を結ぶ観光需要に特化させた路線として新たに運行を開始する。</li> <li>○「南木曽駅」においてJR中央西線との円滑なダイヤ接続を図る。</li> <li>○加えて、「南部幹線[D]」への円滑な接続を図ることで観光利用を促進する。</li> </ul>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：妻籠 終点：南木曽駅
主たる経由地	南木曾会館前
キロ程	4.0km
運行日	毎日
運行本数	6便
使用車両	中型バス（57人乗り程度）
運賃	300円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

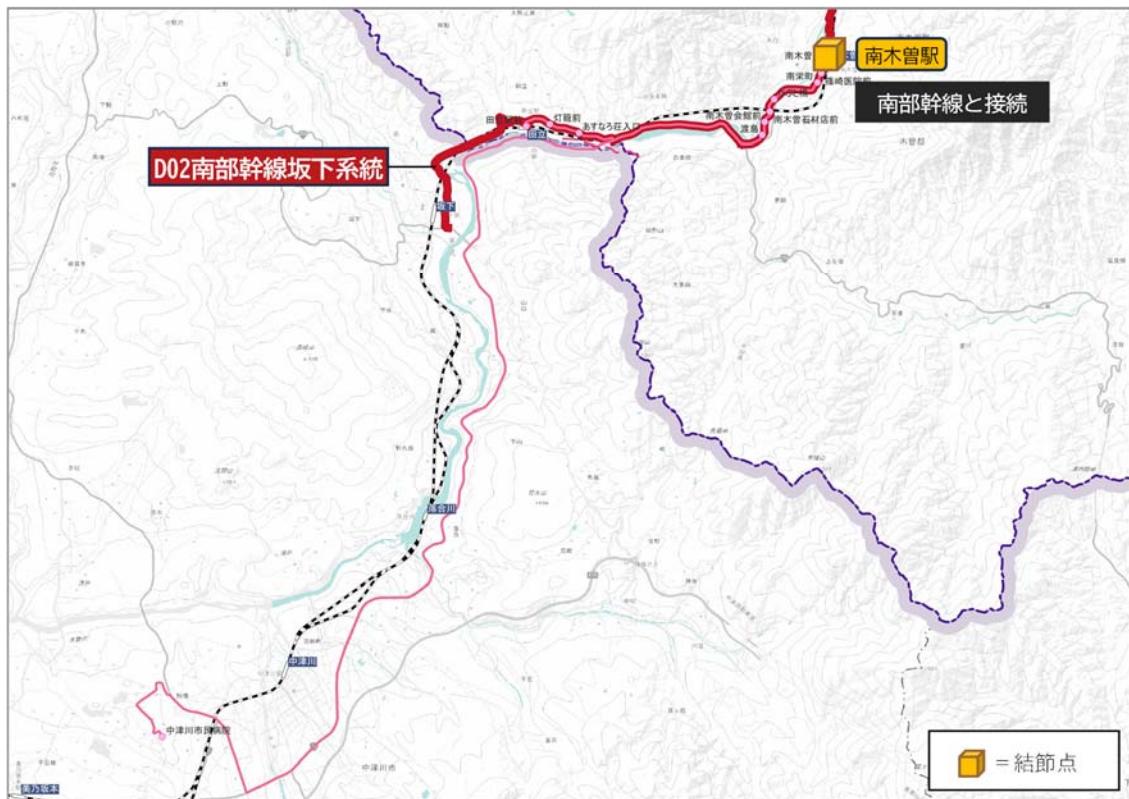


## (8) 中津川市民病院線[207](新設)

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○坂下病院が診療所に移行したことにより、診療科等によっては中津川市民病院へ通院する必要性が生じており、住民からの要望も出されている。</p> <p><b>【再編後】</b>            ○木曽地域住民の中津川市民病院への通院ニーズに対応して運行する。            ○中津川市内では、市民病院以外に停留所は設けず、実質的に木曽地域の住民の利用に限定した路線とする。            ○「南木曽駅」において「南部幹線[D]」との円滑なダイヤ接続を図ることで、南木曽町以北の住民の利用にも対応する。            ○予約システムを導入し、利便性の向上を図る。</p>
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線不定期運行（予約制）
起終点	起点：南木曽駅 終点：中津川市民病院
主たる経由地	南木曽会館前、田立駅
キロ程	30.0km
運行日	週3日程度（年末年始は運休）
運行本数	2便
使用車両	タクシー車両（セダン車両またはジャンボタクシー）
運賃	600円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

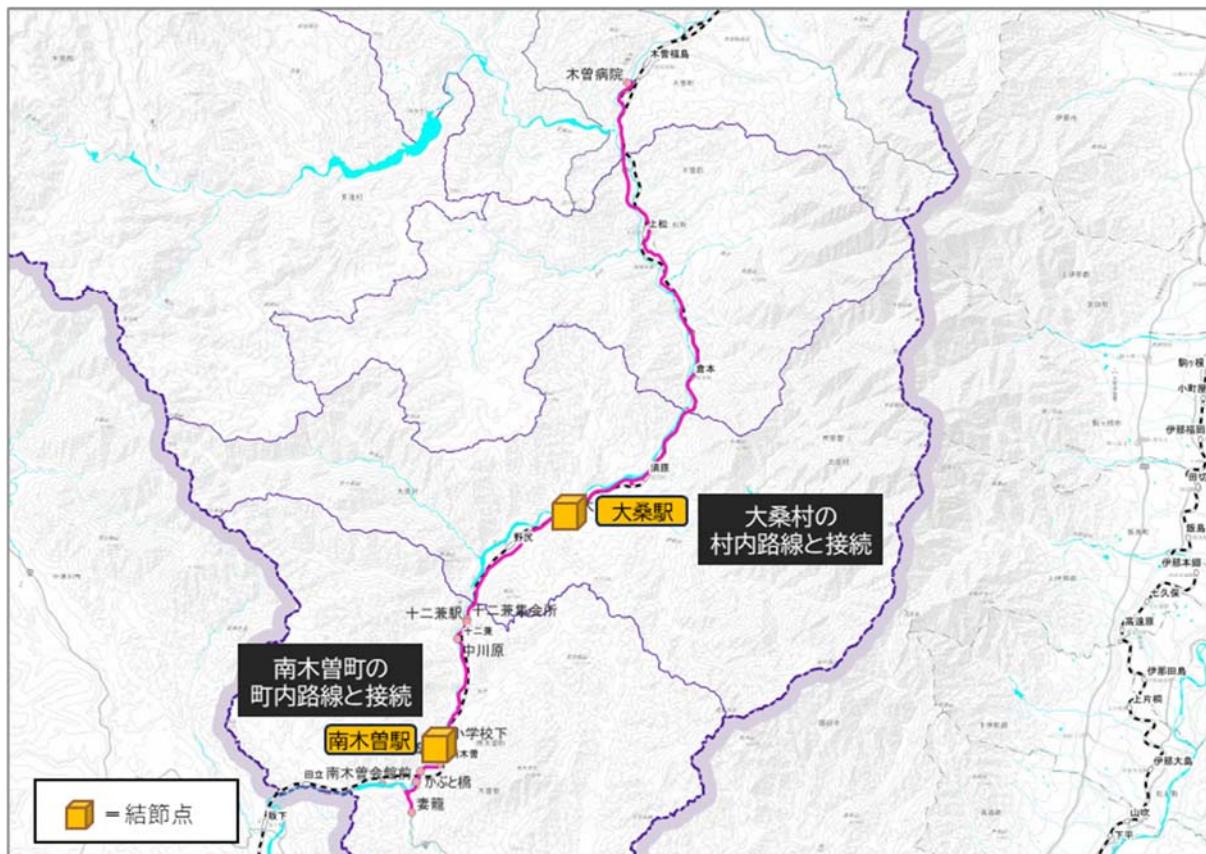


## (9)木曽病院線[215]

### 1)運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<p>○予約制の路線不定期運行として、南木曽から大桑、上松の3町村を経由し、木曽病院へのアクセスを担う。</p> <p>○「南木曽駅」及び「大桑駅」を結節点とし、円滑なダイヤ接続を図る。</p> <p>○予約システムを新たに導入し、利便性の向上を図る。</p>
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線不定期運行（予約制）
起終点	起点：妻籠 終点：木曽病院
主たる経由地	南木曽駅、大桑駅
キロ程	41.2km
運行日	平日（年末年始は運休）
運行本数	2便
使用車両	タクシー車両（セダン車両またはジャンボタクシー）
運賃	400～600円（ゾーン運賃）

### 2)運行系統図

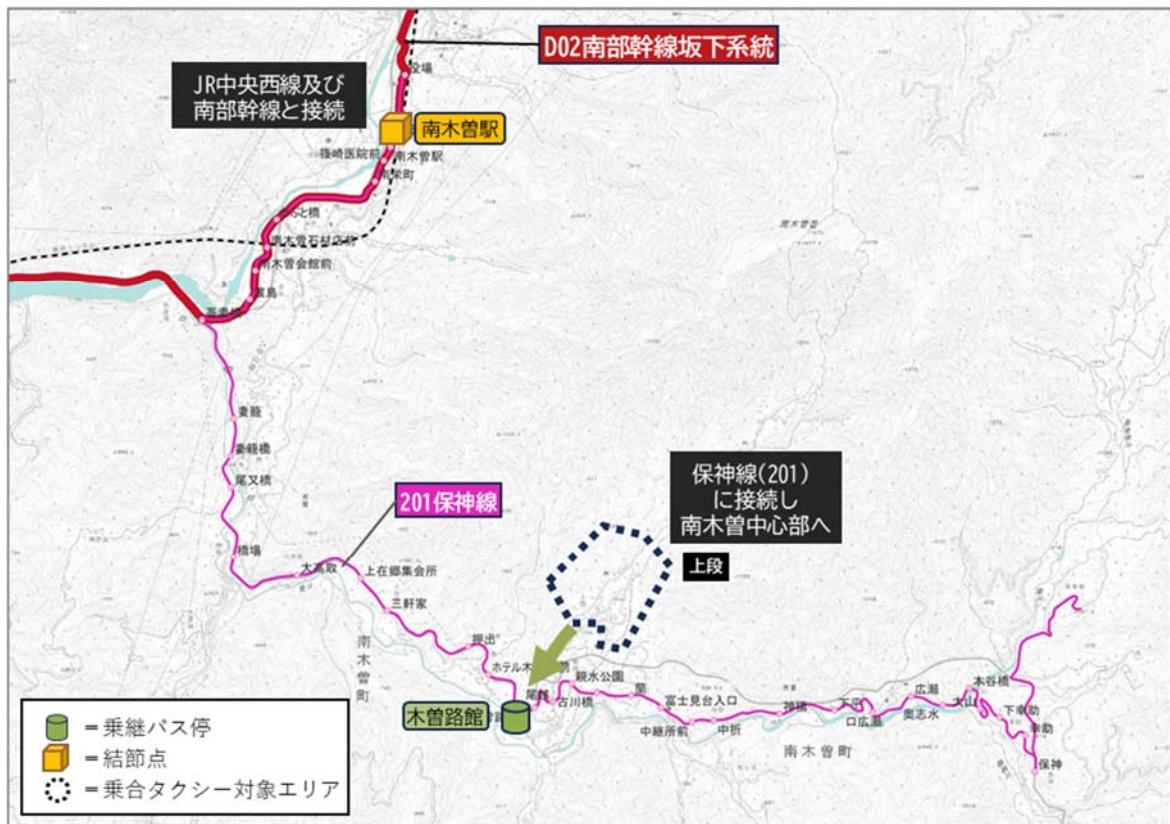


## (10) 蘭線[211]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	○町南東部の蘭地区の住民の生活の足として、乗合タクシーを運行する。運行形態は再編前と同様とする。 ○木曽路館バス停で「保神線(201)」に乗り継ぐことで、「南木曽駅」での結節性を高めるほか、予約システムを導入し、利便性の向上を図る。
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	南木曽町蘭地区上段（下図の通り）
結節点	木曽路館を経由して南木曽駅
運行日	平日（年末年始は運休）
運行台数	1台
使用車両	タクシー車両（主にセダン型4人乗り）
運賃	500円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

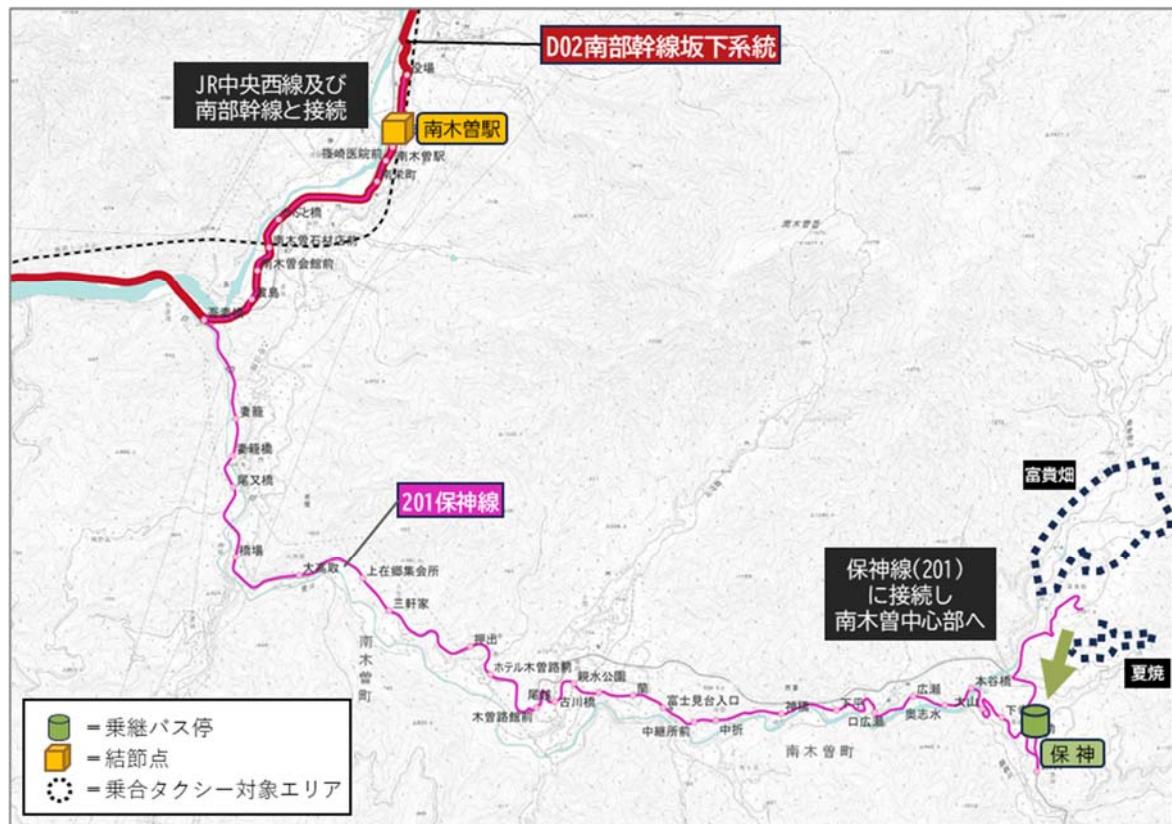


(11) 広瀬線[212]

## 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<p>○町南東部の広瀬地区の住民の生活の足として、乗合タクシーを運行する。 運行形態は再編前と同様とする。</p> <p>○保神バス停で「保神線(201)」に乗り継ぐことで、「南木曽駅」での結節性を高めるほか、予約システムを導入し、利便性の向上を図る。</p>
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	南木曽町広瀬地区富貴畑・夏焼（下図の通り）
結節点	保神を経由して南木曽駅
運行日	平日（年末年始は運休）
運行台数	1台
使用車両	タクシー車両（主にセダン型4人乗り）
運賃	500円（均一運賃）

## 2) 運行系統図

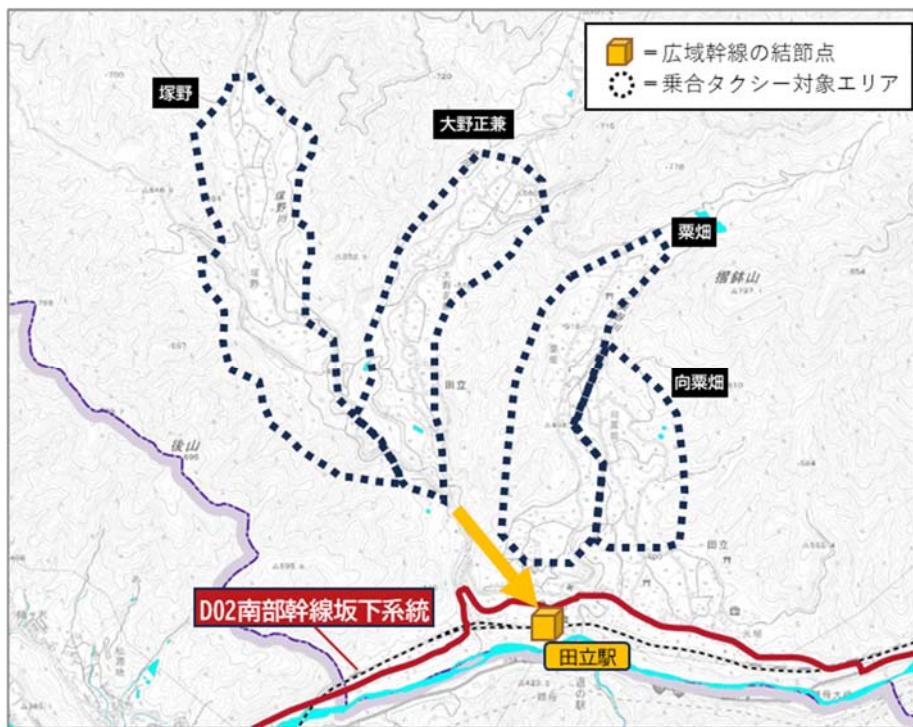


## (12) 田立線[213]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ロ・ハ
運行のねらい	○町南西部の田立地区の住民の生活の足として、乗合タクシーを運行する。 運行形態は再編前と同様とする。 ○「田立駅」での結節性を高めるほか、予約システムを導入し、利便性の向上を図る。
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	南木曽町田立地区 向栗畠・栗畠・大野正兼・塚野（下図の通り）
結節点	田立駅
運行日	平日（年末年始は運休）
運行台数	1台
使用車両	タクシー車両（主にセダン型4人乗り）
運賃	500円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

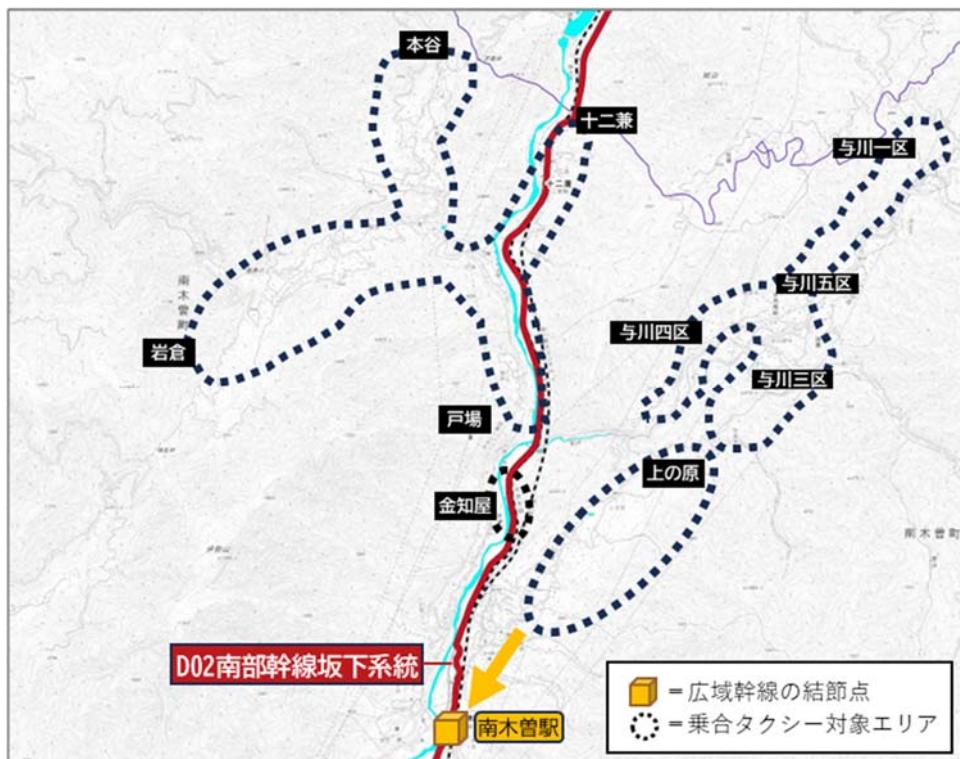


## (13) 与川・北部線[214]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ロ・ハ
運行のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町北部の与川地区・北部地区の住民の生活の足として、乗合タクシーを運行する。運行形態は再編前と同様とする。</li> <li>○スクール混乗線として運行していた「与川線(204)」及び「北部線(205)」については、スクール専用線に移行するため、本路線へ統合する。</li> <li>○「南木曽駅」での結節性を高めるほか、予約システムを導入し、利便性の向上を図る。</li> </ul>
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	南木曽町与川地区、北部地区（下図の通り）
結節点	南木曽駅
運行日	平日（年末年始は運休）
運行台数	1台
使用車両	タクシー車両（主にセダン型4人乗り）
運賃	500円（均一運賃）

### 2) 運行系統図



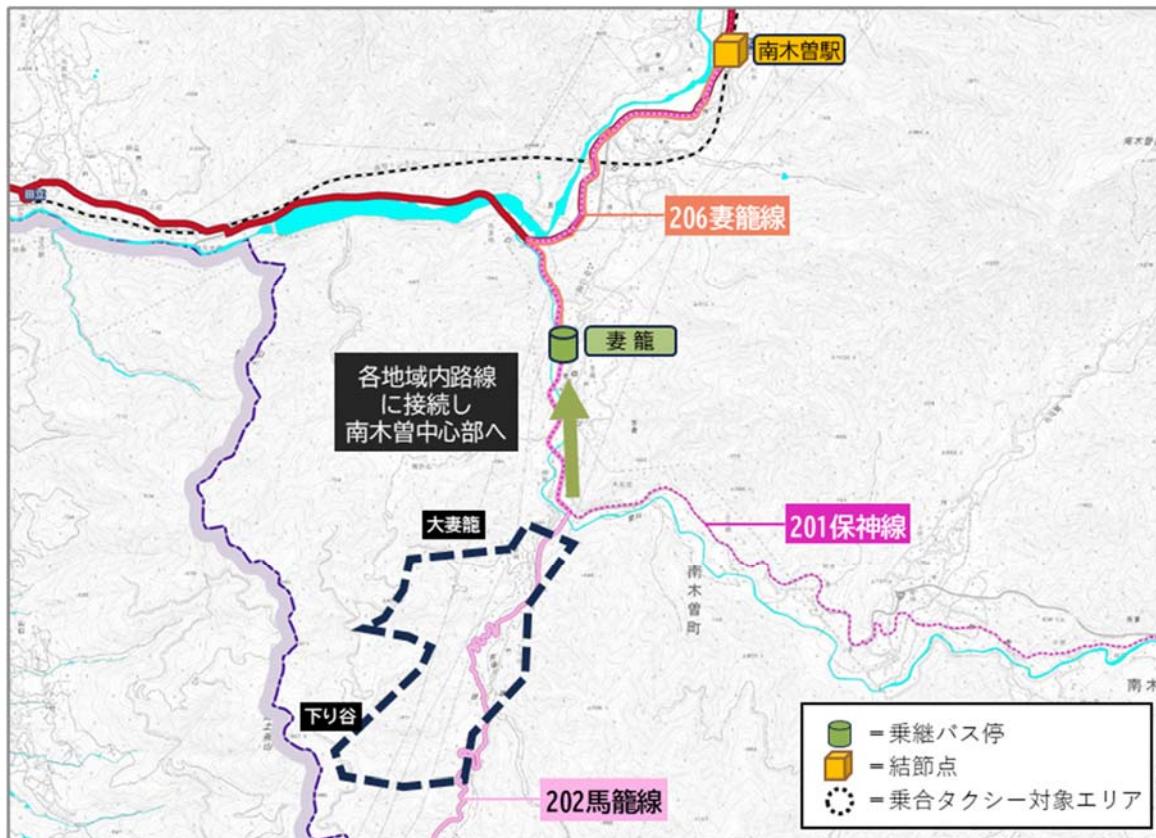
#

## (14) 下り谷線[216]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<p>○町南部の大妻籠、下り谷地区の住民の生活の足として、乗合タクシーを運行する。運行形態は再編前と同様とする。</p> <p>○妻籠バス停で「保神線(201)」、「馬籠線(202)」、「妻籠線(206)」に乗り継ぐことで、「南木曽駅」での結節性を高めるほか、予約システムを導入し、利便性の向上を図る。</p>
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	南木曽町妻籠地区下り谷・大妻籠（下図の通り）
結節点	妻籠を経由して南木曽駅
運行日	平日（年末年始は運休）
運行台数	1台
使用車両	タクシー車両（主にセダン型4人乗り）
運賃	500円（均一運賃）

### 2) 運行系統図



## (15) 菅線[301]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○再編前より運行を続いている村内路線であるが、広域拠点である木曽福島方面への連絡は基本的には藪原駅からの鉄道利用であり、日中は本数が少なく支障があった。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「北部幹線藪原系統[A01]」の新設により、木祖村から木曽福島方面への誰にでも利用できる路線バスを運行する。「菅線(301)」を同路線と接続することで、新たな移動を確保する。</li> <li>○具体的には、これまで難しかった中山道沿いの施設、木曽福島市街地へのきめ細かいアクセスが可能となり、利便性が向上する。</li> <li>○「藪原駅」及び「吉田」においてJR中央西線及び「A01北部幹線」への円滑なダイヤ接続を図ることで、一般利用を促進する。</li> </ul>
運行事業者	木祖村（やぶはらタクシー（株）に運行委託）
事業種別・運行態様	自家用有償旅客運送（市町村有償運送）
起終点	起点：辺見屋敷 終点：宮の森
主たる経由地	やぶはらスキー場、吉田、藪原駅、木祖村役場
キロ程	13.3km
運行日	平日（年末年始は運休）
運行本数	7便
使用車両	ワゴン車（14人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

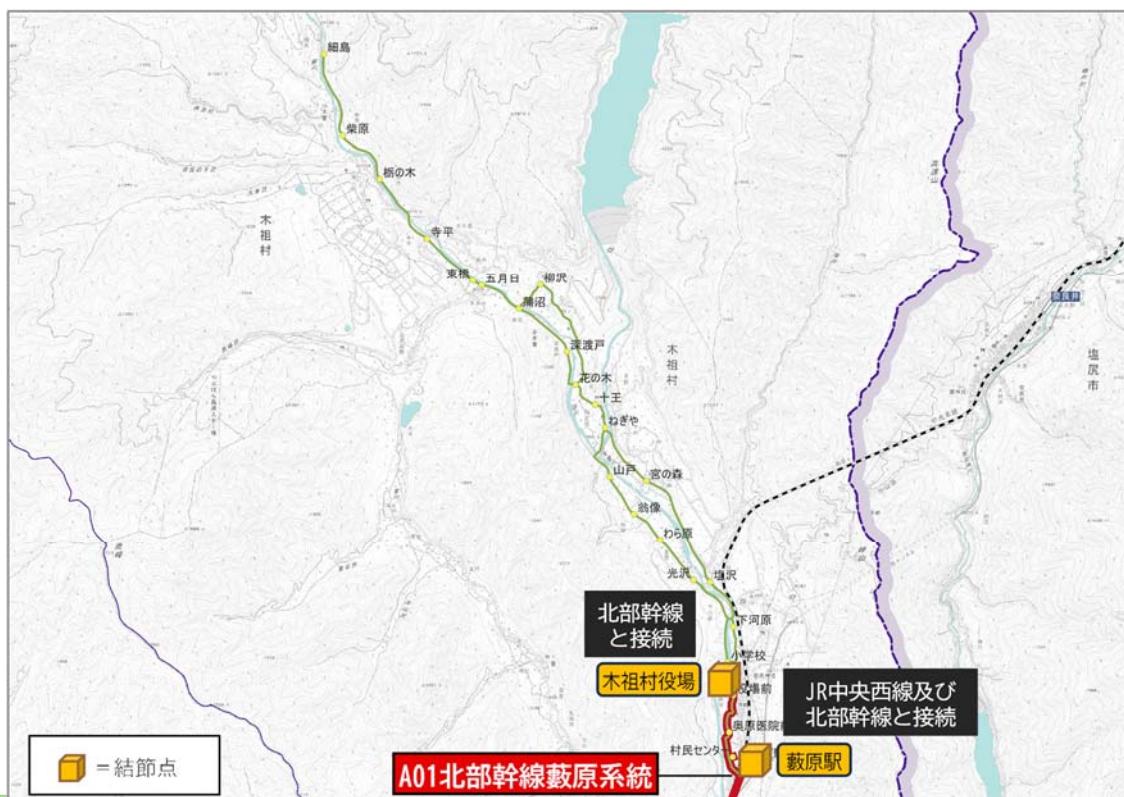


## (16) 小木曽線[302]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○再編前より運行を続いている村内路線であるが、広域拠点である木曽福島方面への連絡は基本的には藪原駅からの鉄道利用であり、日中は本数が少なく支障があった。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「北部幹線藪原系統[A01]」の新設により、木祖村から木曽福島方面への誰にでも利用できる路線バスを運行する。「小木曽線(302)」を同路線と接続することで、新たな移動を確保する。</li> <li>○具体的には、これまで難しかった中山道沿いの施設、木曽福島市街地へのきめ細かいアクセスが可能となり、利便性が向上する。</li> <li>○「木祖村役場」及び「藪原駅」においてJR中央西線及び「A01」への円滑なダイヤ接続を図ることで、一般利用を促進する。</li> </ul>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：細島 終点：藪原駅
主たる経由地	宮の森、塩沢、木祖村役場
キロ程	13.3km
運行日	平日（年末年始は運休）
運行本数	9便
使用車両	中型バス（57人乗り程度）、マイクロバス（29人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

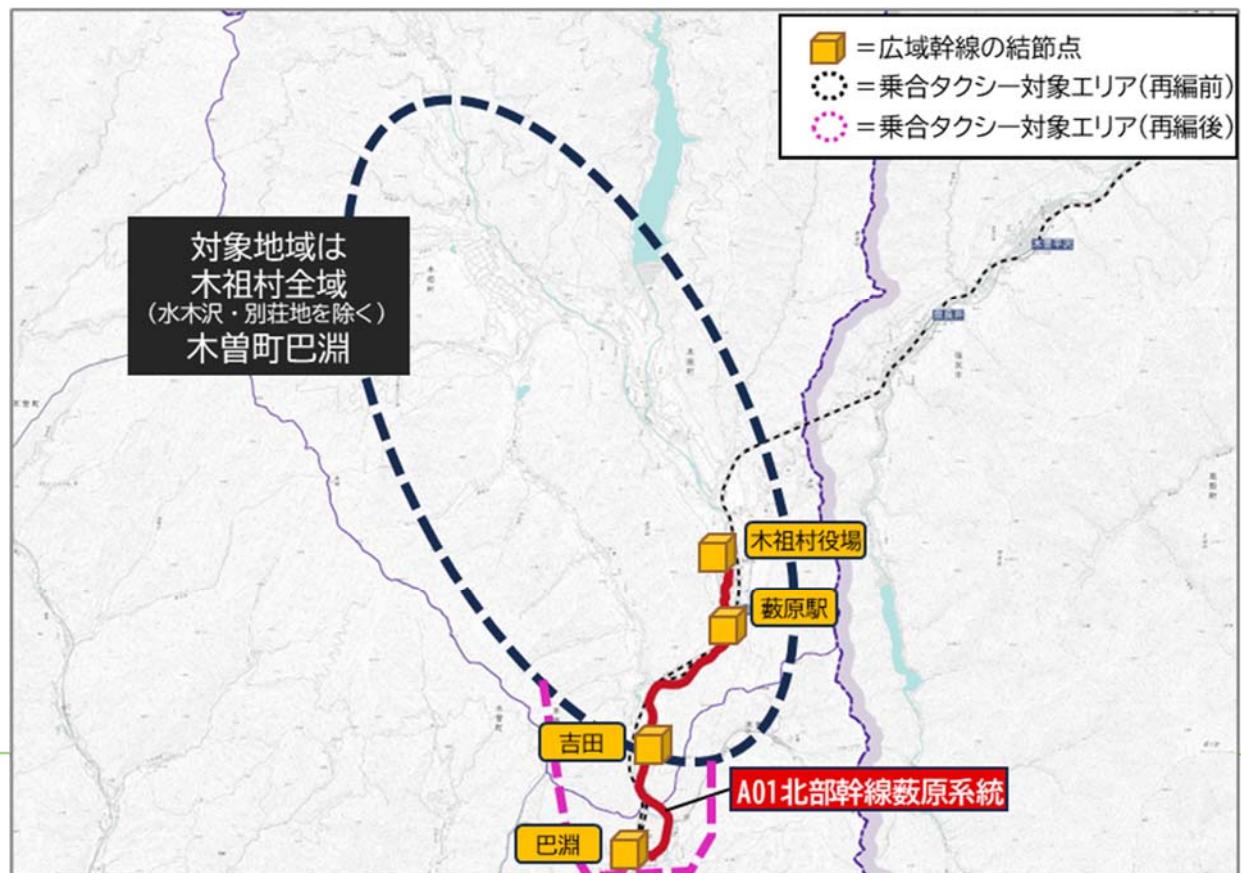


## (17) たんぽぽ号[311]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用者数が増加してきており、本再編事業にあわせ、拡充の必要性が高まっている。</li> </ul> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「福祉タクシー(321)」の「北部幹線藪原系統[A01]」への再編に伴い、「福祉タクシー(321)」で運行されていた車両を「たんぽぽ号(311)」で活用し、台数の拡充を図ることにより、「菅線(301)」及び「小木曽線(302)」とともに、「北部幹線藪原系統[A01]」との間で幹線/支線の役割分担を行う。</li> <li>○「菅線(301)」及び「小木曽線(302)」は朝夕の時間帯の、「たんぽぽ号(311)」は昼間の時間帯及び路線バスのバス停が近くにない住民の輸送需要に対応する。</li> <li>○村内に3箇所の結節点を設け、「北部幹線藪原系統[A01]」との接続を図る。村南部からの利用については、新たに木曽町の「巴淵」でも接続を図る。</li> <li>○加えて、運行時間が延長されるとともに、予約システムも新たに導入し、利便性が向上する。</li> </ul>
運行事業者	やぶはらタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	木祖村全域（水木沢・別荘地を除く）、木曽町巴淵
結節点	木祖村役場、藪原駅、吉田、巴淵
運行日	平日（年末年始は運休）
運行台数	最大2便
使用車両	ジャンボタクシー（9人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

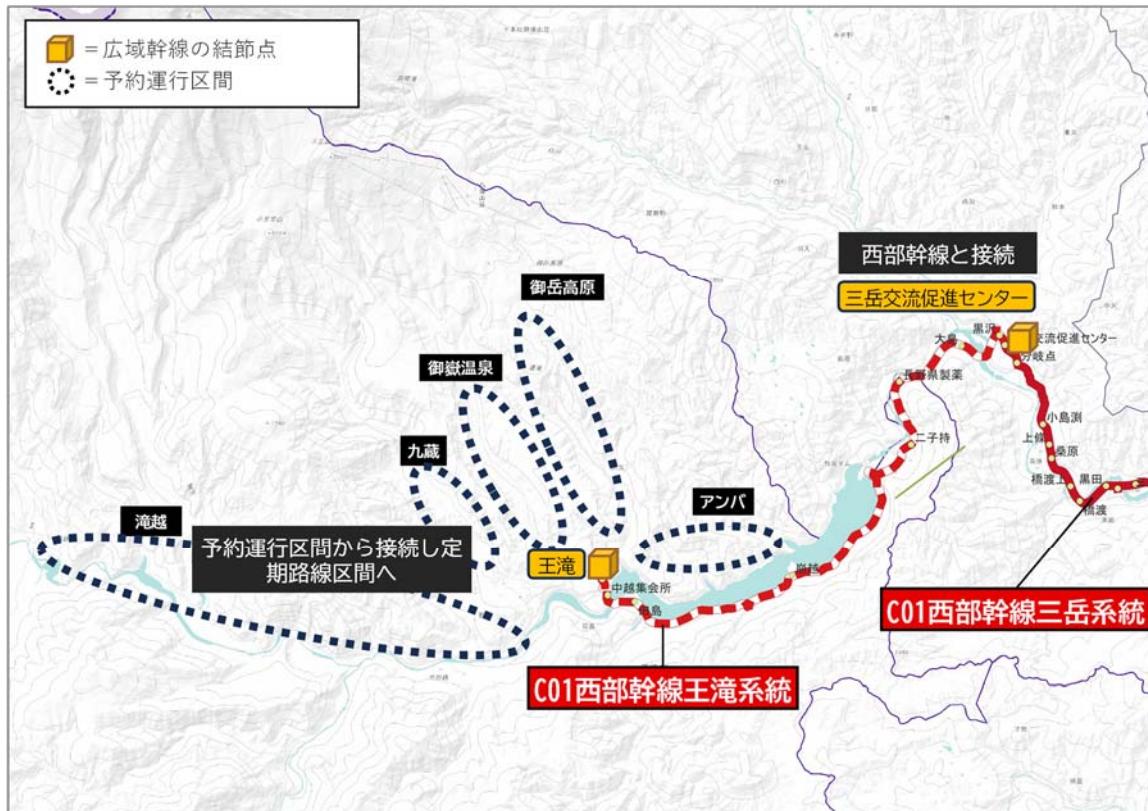


## (18) 巡回バス[401]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○王滝村内の集落等を経由し、「西部幹線[C]」に接続させるための支線として運行する。運行形態は再編前と同様とする。</li> <li>○結節点となる「王滝」又は「三岳交流促進センター」での円滑なダイヤ接続を図る。</li> <li>○加えて、村内の要予約区間の受付にあたり、予約システムを導入し、利便性の向上を図る。</li> </ul>
運行事業者	王滝村
事業種別・運行態様	自家用有償旅客運送（市町村有償運送）
起終点	起点：王滝 終点：三岳交流促進センター その他 村内各所に予約運行区間あり（下図参照）
主たる経由地	田島、長野県製薬
キロ程	11.7km（定期運行区間）
運行日	平日（年末年始は運休）
運行本数	4便
使用車両	ワゴン車（10人乗り、7人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

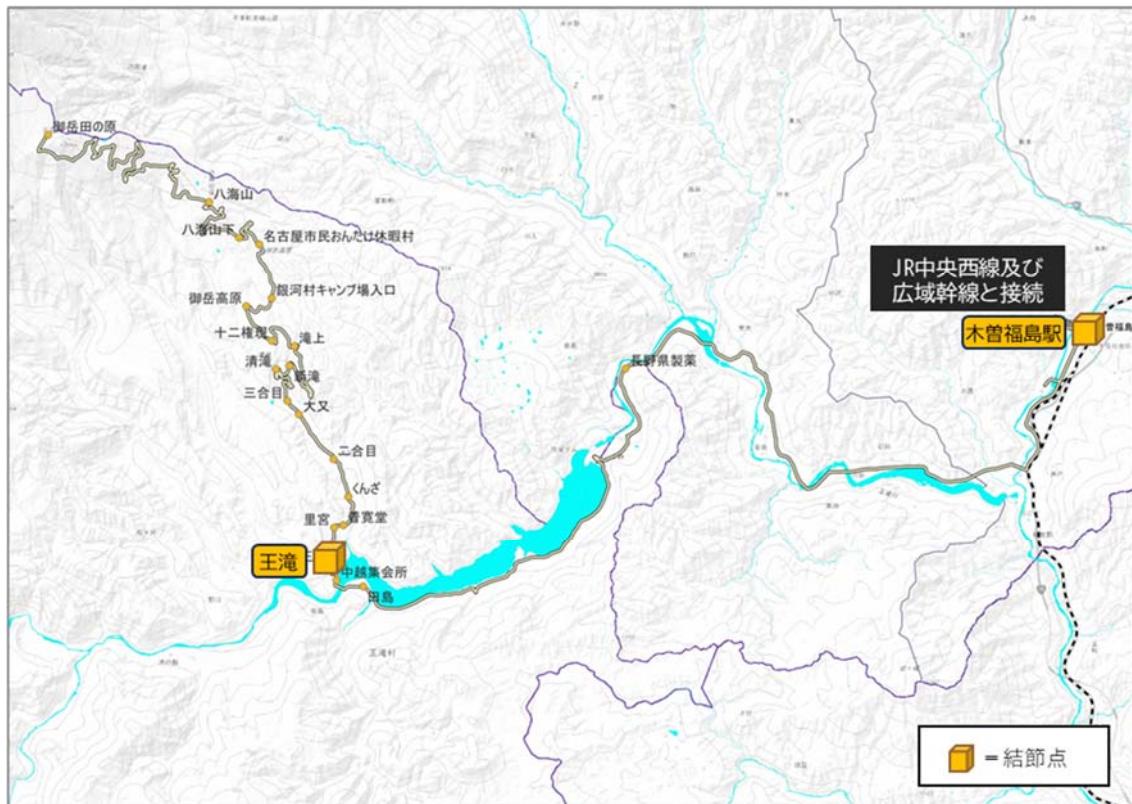


(19) 田の原線[402]

## 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<p>○王滝村の観光拠点である御岳田の原へアクセスするバス路線として、再編前と同様の形態で運行する。</p> <p>○木曽福島駅においてJR中央西線との円滑なダイヤ接続を図る。</p> <p>○加えて、「西部幹線[C]」、「開田幹線[B]」、「御岳ロープウェイ線(631)」との連携などにより、山麓周遊観光の促進を目指す。</p>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曽福島駅 終点：御岳田の原
主たる経由地	王滝
キロ程	41.5km
運行日	季節運行（7月下旬～10月下旬の土休日）
運行本数	4便
使用車両	中型バス（57人乗り程度）
運賃	木曽福島駅～御岳田の原 片道1,500円 往復2,500円

## 2) 運行系統図



(20) 野尻・須原線[501]

## 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	口・ハ
運行のねらい	○大桑村内の住民の生活の足として、再編前と同様の形態で運行する。 ○「南部幹線 [D]」が新設されることに伴い、村内結節点及び上松町境の「バス回転場所」において円滑なダイヤ接続を図る。
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：川向 終点：バス回転場所
主たる経由地	野尻駅、大桑駅、大桑村役場、ショッピングセンター、須原駅
キロ程	18.3km
運行日	平日（年末年始は運休）
運行本数	4便
使用車両	マイクロバス（29人乗り程度）
運賃	200円（均一運賃）

## 2) 運行系統図

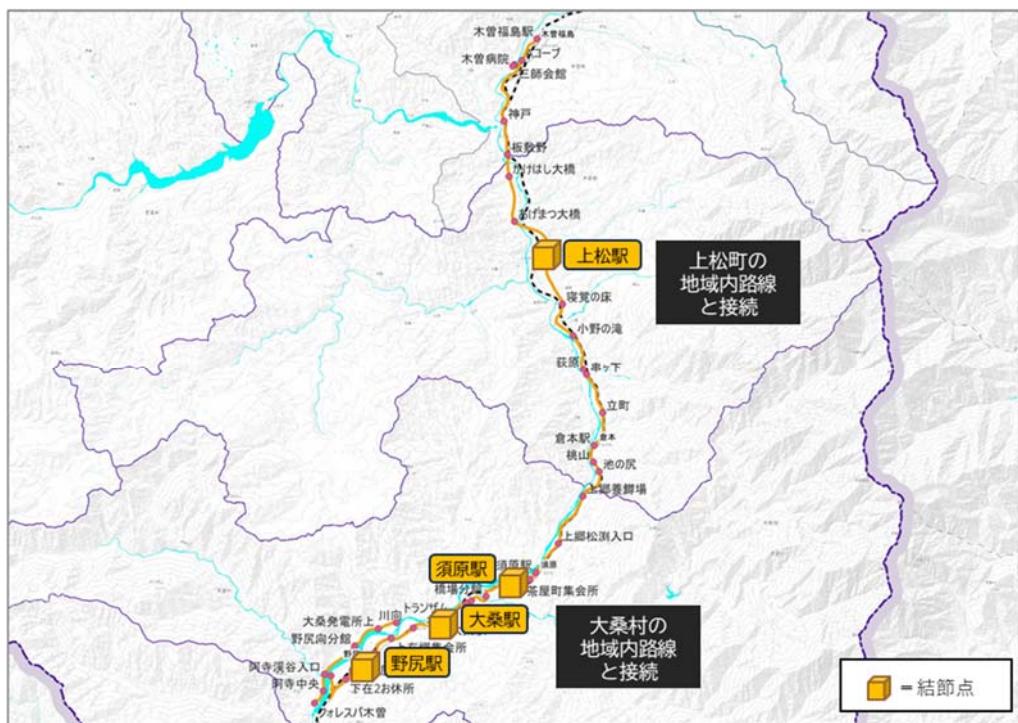


## (21) 野尻・木曽病院線[502]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「南部幹線坂下系統[D02]」の新設に伴い、運行本数を大幅に縮小したうえで、大桑、上松の2町村を経由し、木曽病院へのアクセスを担う。</li> <li>○JR 主要駅を結節点とし、円滑なダイヤ接続を図る。</li> </ul>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：川向 終点：木曾福島駅
主たる経由地	野尻駅、大桑駅、大桑村役場、ショッピングセンター、須原駅、上松駅
キロ程	33. 6km
運行日	平日（年末年始は運休）
運行本数	2便
使用車両	マイクロバス（29人乗り程度）
運賃	200～400円（ゾーン運賃）

### 2) 運行系統図

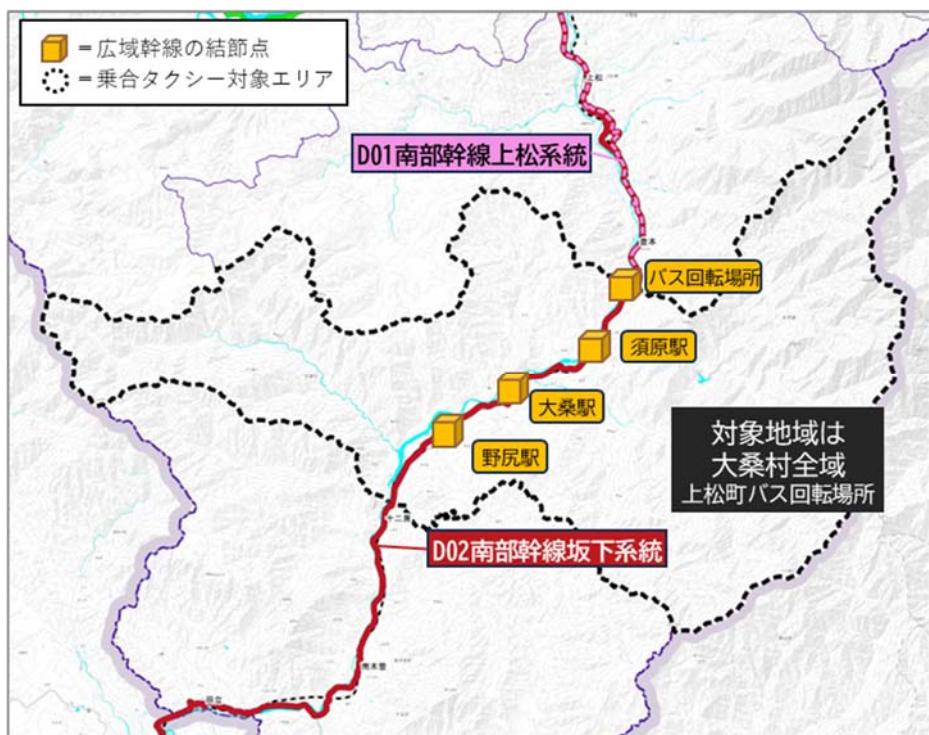


## (22) 乗合タクシー[504]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ロ・ハ
運行のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大桑村内の住民の生活の足として、再編前と同様の形態で運行する。</li> <li>○村内の3駅を結節点とし、「南部幹線坂下系統[D02]」との接続を図る。上松町境の「バス回転場所」では「南部幹線上松系統[D02]」にも接続する。</li> <li>○予約システムを新たに導入し、利便性の向上を図る。</li> </ul>
運行事業者	株式会社 南木曽観光タクシー
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	大桑村全域、上松町バス回転場所
結節点	須原駅、大桑駅、野尻駅、バス回転場所
運行日	月～土曜（年末年始は運休）
運行台数	最大2便
使用車両	タクシー車両（主にセダン型4人乗り）
運賃	300円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

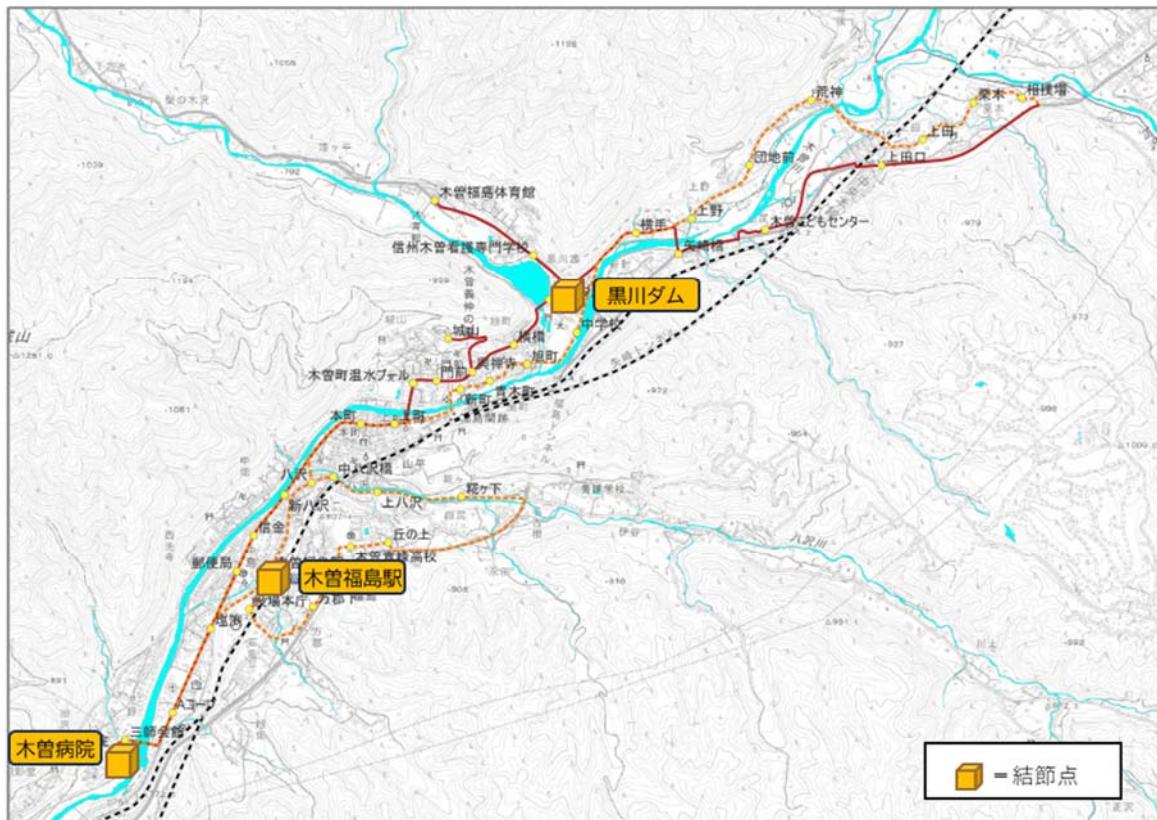


## (23) 巡回福島線[611]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ロ・ハ
運行のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木曽福島市街地居住者の生活の足として、来訪者の市街地周遊等の交通手段として再編前と同様の形態で運行する。</li> <li>○再編事業に伴い、各方面からの広域幹線が充実し、市街地居住者の利用も可能であることから、広域幹線と重複するエリアを縮小し、運行回数を増やす方向に移行していくことを想定している。</li> <li>○しかし、利用が定着しており、調整には一定の期間が必要であることから、再編当初の令和7年10月以降当面の間は、再編前の運行を続けるものとする。</li> <li>○「木曽福島駅」及び「木曽病院」においてJR中央西線及び広域幹線への円滑なダイヤ接続を図ることで、一般利用を促進する。</li> </ul>
運行事業者	おんたけタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曽病院 終点：木曽病院（循環路線）
主たる経由地	木曽福島駅、新八沢、城山、相撲場
キロ程	13.5km
運行日	毎日（年末年始は運休）
運行本数	平日：8便 土休日：4便
使用車両	マイクロバス（29人乗り程度）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

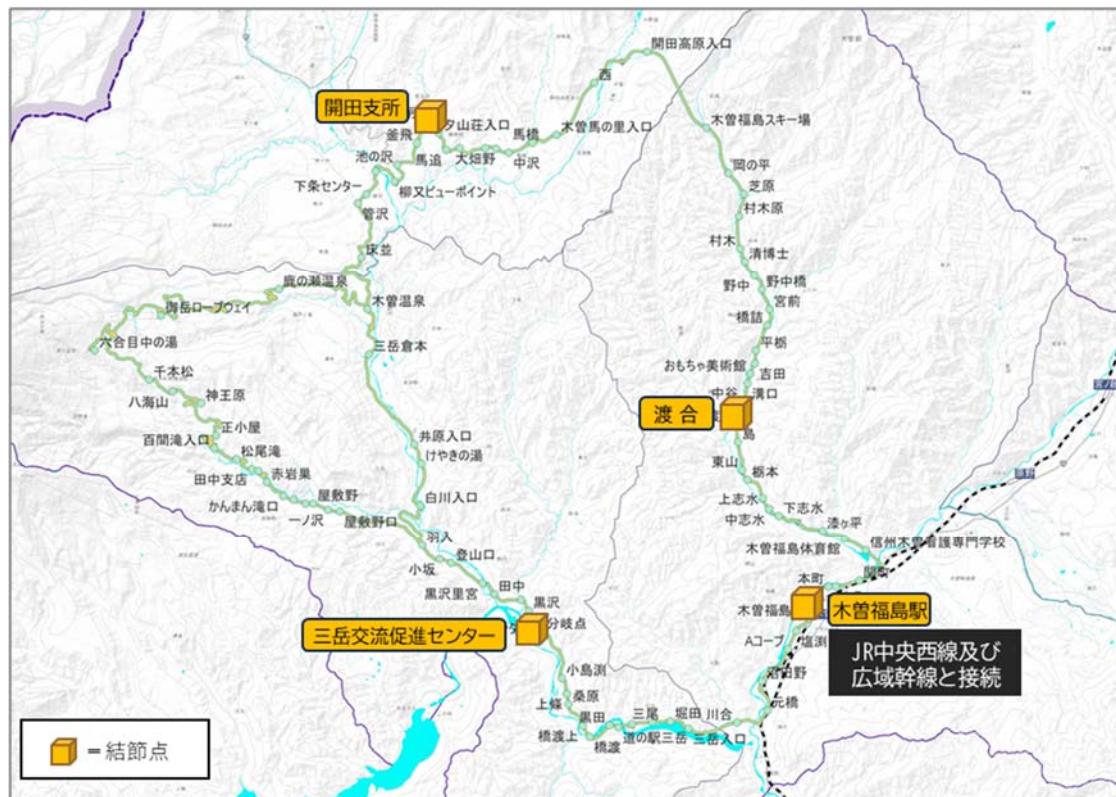


## (24) 御岳ロープウェイ線[631]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	<p>○木曽町の観光拠点であるおんたけロープウェイへアクセスするバス路線として、再編前と同様の形態で運行する。</p> <p>○木曽福島駅においてJR中央西線との円滑なダイヤ接続を図る。</p> <p>○加えて、「開田幹線[B]」、「西部幹線[C]」、「田の原線（402）」との連携などにより、山麓周遊観光の促進を目指す。</p>
運行事業者	おんたけ交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 路線定期運行
起終点	起点：木曽福島駅 終点：御岳ロープウェイ
主たる経由地	六合目中の湯、三岳交流促進センター、開田支所、木曽馬の里、木曽福島スキー場
キロ程	三岳～赤岩巣～御岳 RW 27.7km／三岳～木曽温泉～御岳 RW 30.4km 開田～床並～御岳 RW 39.9km
運行日	季節運行（7月中旬～11月上旬）
運行本数	3便（土休日及びお盆期間は4便）
使用車両	中型バス（57人乗り程度）
運賃	木曽福島駅～御岳ロープウェイ 片道1,500円 フリーパス2,500円

### 2) 運行系統図

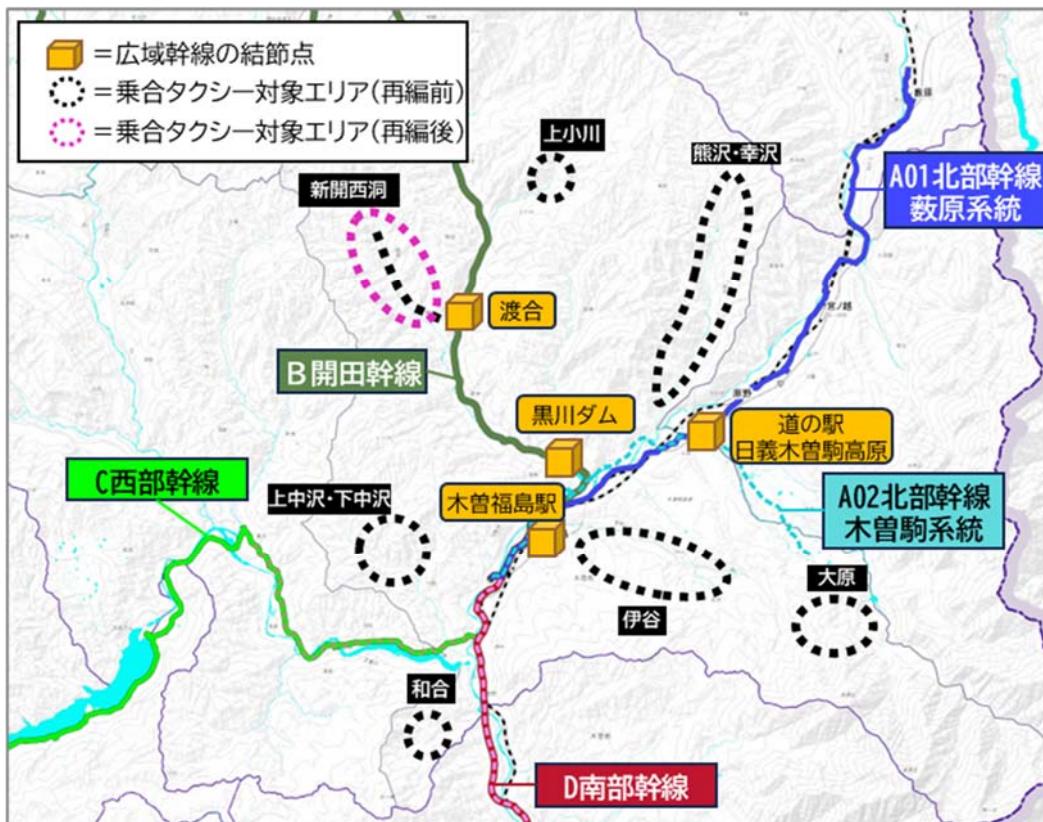


## (25) 木曽福島地区乗合タクシー[614]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○再編前より実施している施策であるが、本再編事業にあわせ、運行区域の拡充、広域幹線への接続など調整の必要性が生じている。</p> <p><b>【再編後】</b>            ○「新開西洞地区」については、再編前は特定の乗降指定場所のみに運行していたが、地区全域を新たに予約制の指定区域とする。これにより、エリア全体としての運行の柔軟性が高まるとともに、乗降指定場所まで徒歩で来ることなく、ドア to ドアに近い運行になり、利便性が向上する。            ○町内の4箇所を結節点とし、鉄道や広域幹線バスとの接続を図る。            ○予約システムを新たに導入し、利便性の向上を図る。</p>
運行事業者	木曽交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	木曽町木曽福島地区内の指定区域（概ねバス停から700m以遠=下図の通り）
結節点	木曽福島駅、渡合、道の駅日義木曽駒高原
運行日	毎日
運行台数	1台
使用車両	タクシー車両（セダン型4人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

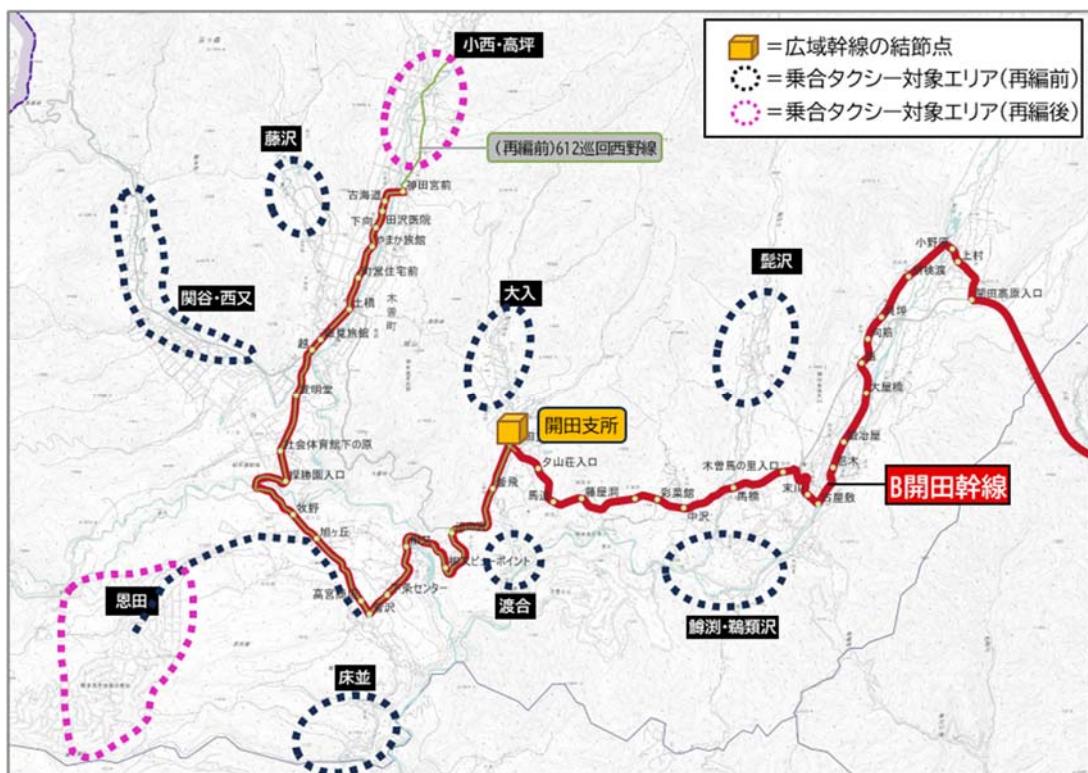


## (26) 開田高原地区乗合タクシー[615]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○再編前より実施している施策であるが、本再編事業にあわせ、運行区域の拡充、広域幹線への接続など調整の必要性が生じている。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「恩田地区」については、再編前は特定の乗降指定場所のみに運行していたが、地区全域を新たに予約制の指定区域とする。これにより、エリア全体としての運行の柔軟性が高まるとともに、乗降指定場所まで徒歩で来ることなく、ドア to ドアに近い運行になり、利便性が向上する</li> <li>○また、「開田幹線[B]」の新設に伴い空白区域となる「小西・高坪地区」を新たに指定区域とすることにより、「開田幹線[B]」との間で幹線/支線の役割分担を行う。</li> <li>○「開田支所」を結節点とし、「開田幹線[B]」との接続を図る。</li> <li>○予約システムを新たに導入し、利便性の向上を図る。</li> </ul>
運行事業者	おんたけタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	木曽町開田高原地区内の指定区域（概ねバス停から700m以遠=下図の通り）
結節点	開田支所
運行日	毎日
運行台数	1台
使用車両	ワゴン型車両（10人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

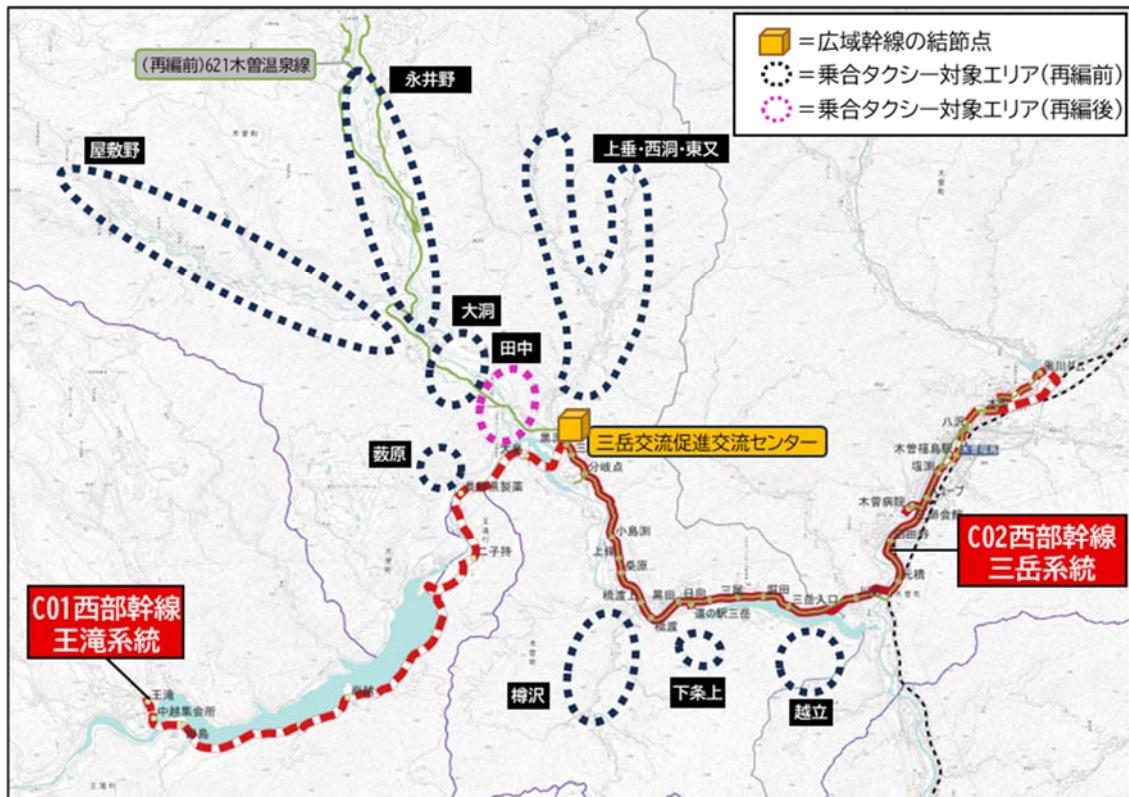


## (27) 三岳地区乗合タクシー[616]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○再編前より実施している施策であるが、本再編事業にあわせ、広域幹線への接続など調整の必要性が生じている。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「木曽温泉線(621)」の「西部幹線[C]」への再編に伴い空白区域となる「田中地区」を新たに指定区域とすることにより、「西部幹線[C]」との間で幹線/支線の役割分担を行う。</li> <li>○「三岳交流促進センター」を結節点とし、「西部幹線[C]」との接続を図る。</li> <li>○予約システムを新たに導入し、利便性の向上を図る。</li> </ul>
運行事業者	おんたけタクシー 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	木曽町三岳地区内の指定区域（概ねバス停から700m以遠=下図の通り）
結節点	三岳交流促進センター
運行日	毎日
運行台数	2台
使用車両	ワゴン型車両（15人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

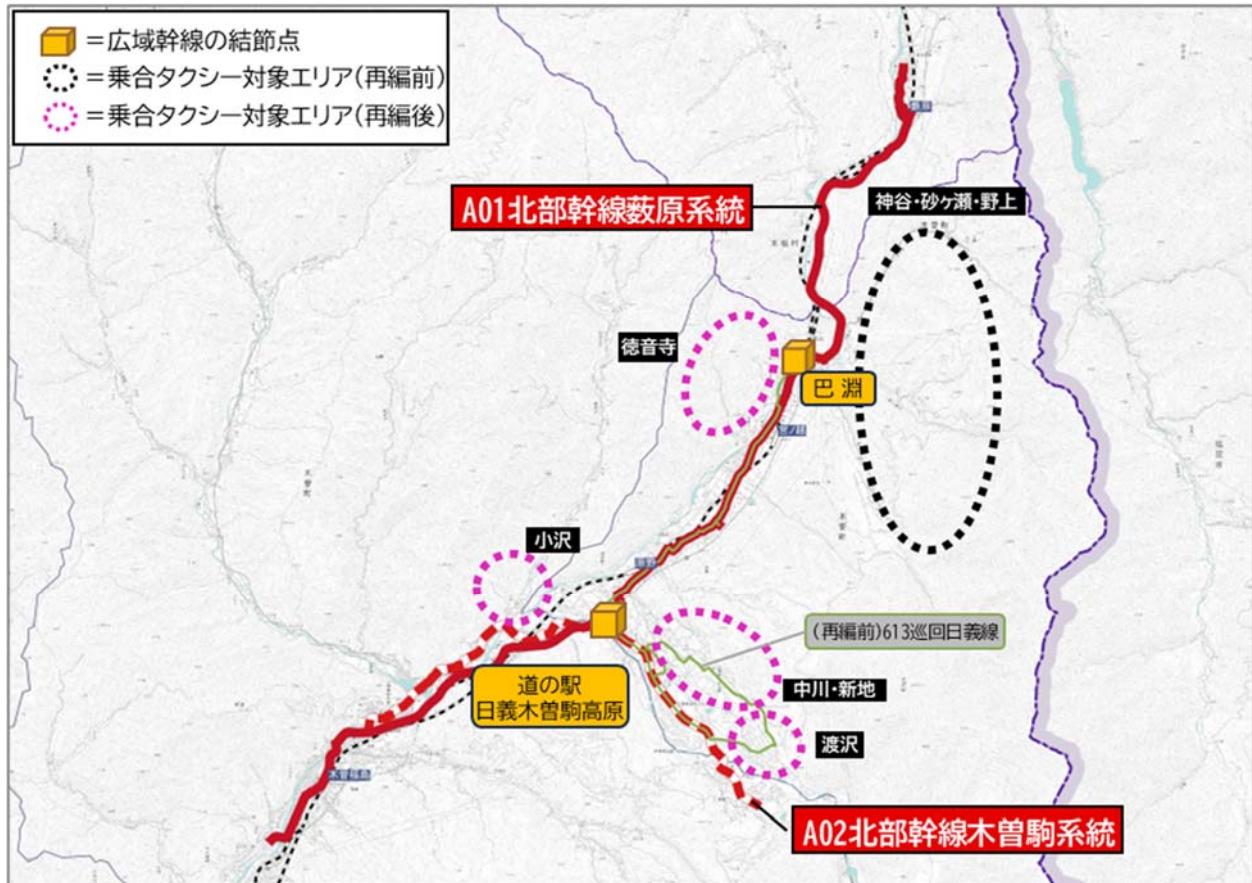


## (28) 日義地区乗合タクシー[617]

### 1) 運行概要

項目	内容
利便増進事業の該当の有無	イ・ロ・ハ
運行のねらい	<p><b>【再編前の状況・課題】</b>            ○再編前より実施している施策であるが、本再編事業にあわせ、運行区域の拡充、広域幹線への接続など調整の必要性が生じている。</p> <p><b>【再編後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○巡回日義線の「北部幹線[A]」への再編に伴い空白区域となる「渡沢地区」、「中川・新地地区」、「小沢地区」、「徳音寺地区」を新たに指定区域にすることにより、「北部幹線[A]」との間で幹線/支線の役割分担を行う。</li> <li>○日義地区内の2箇所を結節点とし、「北部幹線[A]」との接続を図る。</li> <li>○予約システムを新たに導入し、利便性の向上を図る。</li> </ul>
運行事業者	木曽交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	木曽町日義地区内の指定区域（概ねバス停から700m以遠=下図の通り）
結節点	道の駅日義木曽駒高原、巴淵
運行日	毎日
運行台数	1台
使用車両	タクシー車両（ミニバン型、セダン型など4~5人乗り）
運賃	100円（均一運賃）

### 2) 運行系統図

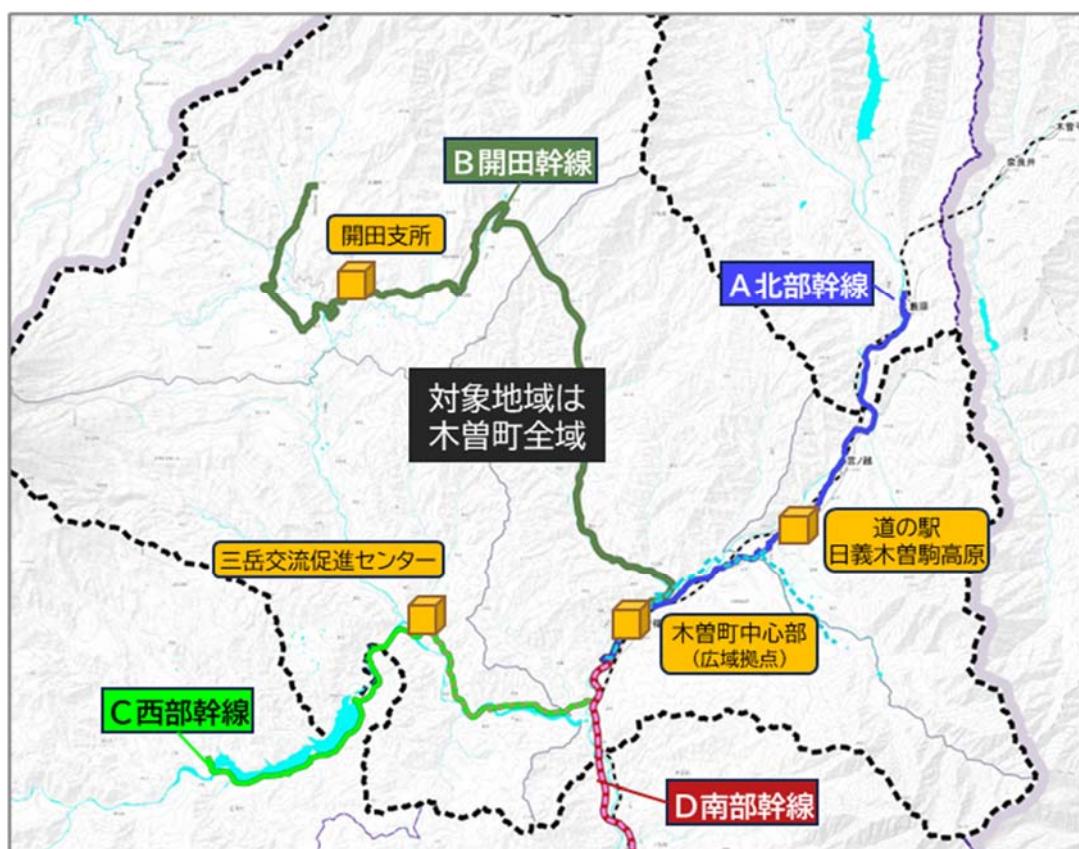


## (29) ななまるタクシー[623]

### 1) 運行概要

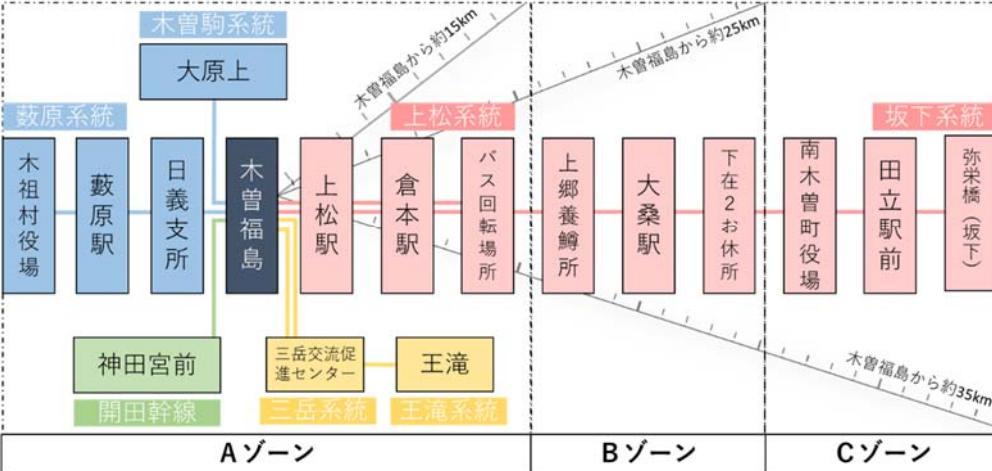
項目	内容
利便増進事業の該当の有無	ハ
運行のねらい	○木曽町民の生活の足として、再編前と同様の形態で運行する。 ○予約システムを新たに導入し、利便性の向上を図る。
運行事業者	おんたけタクシー 株式会社、木曽交通 株式会社
事業種別・運行態様	一般乗合旅客運送 区域運行
運行エリア	木曽町全域
利用対象者	木曽町民で70歳以上の方、障がい者の方など
結節点	目的施設への直接アクセスできるが、広域幹線バスなどへの接続する場合は、開田支所、三岳交流促進センター、道の駅日義木曽駒高原で結節
運行日	毎日
運行台数	2台
使用車両	タクシー車両（ミニバン型、セダン型など4～5人乗り）
運賃	700円（均一運賃）

### 2) 運行系統図



### 3-3 統一運賃基準の導入事業

本事業は利便増進事業口に該当。

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>再編前は各町村がコミュニティバスや乗合タクシー等を独自に運行しており、運賃についても個別に設定されていた。これによって、同一区間であっても利用するバス等によって運賃が異なる場合があったため、再編にあたり調整を図るものとする。</li> <li>現行では多くの路線が均一運賃を導入しているが、一定の収益性を確保する観点及びJR運賃との整合性を踏まえ、広域幹線についてはゾーン運賃を導入することとし、運賃設定にあたっては、現行運賃との整合性や支払いやすい運賃体系になるように考慮する。</li> <li>幹線とフィーダー線を乗り継いで病院を受診する等のニーズが想定されることから、幹線とフィーダー線間にについて乗継割引を導入する。</li> </ul>								
実施主体	法定協								
実施期間	令和7年度(10月の運行開始時より運用)								
事業内容	<p>・ゾーン運賃では、木曽福島駅から概ね15km圏内をAゾーンと設定。以降概ね10kmごとにゾーンを区分。初乗り200円とし、ゾーンをまたぐごとに料金が200円ずつアップ。</p> <p>・乗継割引では、乗継元と乗継先の運賃を比較して、高い方の運賃を乗継運賃とする(低い方の運賃を割引く)こととし、乗継券により運用する。なお、観光路線等の一部路線については乗継割引を適用しないこととする。</p> <p>(ゾーン運賃)</p> <p>・対象路線</p>  <p>The map illustrates the bus network centered around Komatsu Station (木曽福島). It is divided into three zones: A (約15km radius from Komatsu Station), B (約25km radius), and C (約35km radius). Zone A includes stations like Nishimori (日義支所), Komatsu Station (木曽福島), and Komatsu-kita (上松駅). Zone B includes stations like Komatsu-nakano (倉本駅), Komatsu-higashinaka (大桑駅), and Komatsu-shimoyashiki (下在2お休所). Zone C includes stations like Komatsu-minami (南木曽駅前), Tadashita (田立駅前), and Yurakucho (弥栄橋坂下). Other labeled locations include Komatsu-machida (木祖村役場), Komatsu-kogen (神田宮前), Sanbo-kyo (三岳交流促進センター), and Komatsu-shiota (王滝). A green box indicates the Kai-tan-gan line (開田幹線). A yellow box indicates the Sanbo system (三岳系統) and Shiota system (王滝系統).</p> <p>・運賃</p> <table border="1" data-bbox="373 1628 881 1796"> <thead> <tr> <th>通過ゾーン数</th> <th>運賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一ゾーン内の移動で系統間の乗継が生じた場合は、その都度運賃が発生する。</p>	通過ゾーン数	運賃	1	200円	2	400円	3	600円
通過ゾーン数	運賃								
1	200円								
2	400円								
3	600円								

・運行会社及び主な経由地					
幹線種別	系統名		Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
北部幹線	藪原系統	運行会社	おんたけ交通 やぶはらタクシー		
		主な経由地	日義支所、藪原駅		
	木曽駒系統	運行会社	おんたけ交通		
		主な経由地	道の駅日義木曽駒高原		
開田幹線	開田幹線	運行会社	おんたけ交通		
		主な経由地	開田支所		
西部幹線	王滝系統	運行会社	おんたけ交通		
		主な経由地	道の駅三岳、三岳交流センター		
	三岳系統	運行会社	おんたけ交通		
		主な経由地	道の駅三岳		
南部幹線	上松系統	運行会社	おんたけ交通		
		主な経由地	道の駅木曽福島、上松駅		
	坂下系統	運行会社	おんたけ交通		
		主な経由地	道の駅木曽福島、上松駅	須原駅、大桑駅、野尻駅	南木曽駅、坂下診療所

### 3-4 運行環境の改善事業

本事業は利便増進事業ハに該当。

#### (1) 結節点の整備

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>再編後の路線では、広域幹線と地域内路線という体系となるため、円滑で快適な結節点の整備が重要となる。</li> <li>具体的には、屋内施設が利用できるとともに、バスが来たことを屋内から確認でき、かつ運転手側にも利用者が待っていることが視認できることが理想的である。</li> <li>待合い環境の整備にあたっては国の社会資本整備総合交付金を活用するとともに、全県的な支援制度などが整った場合は、これも活用する。</li> </ul>													
	実施主体 結節点設置箇所の各町村													
実施期間 令和8年4月～令和12年3月														
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>下図、オレンジ色の20箇所を乗継の結節点と位置づける。</li> <li>基本的には既存施設の活用で対応するが、下表の結節点については待合い環境を整備する。</li> </ul>													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>結節点名</th> <th>整備内容</th> <th>整備による効果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>④ 巴淵</td> <td>待合施設新設</td> <td>利用者が荒天時でも快適に待合せできる環境を整備することにより利便性が向上。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 黒川ダム</td> <td>待合施設改修</td> <td>老朽化した待合施設を改修することにより、待合環境が向上。</td> </tr> <tr> <td>⑭ バス回転場所</td> <td>待合施設新設</td> <td>利用者が荒天時でも快適に待合せできる環境を整備することにより利便性が向上。</td> </tr> </tbody> </table>			結節点名	整備内容	整備による効果	④ 巴淵	待合施設新設	利用者が荒天時でも快適に待合せできる環境を整備することにより利便性が向上。	⑧ 黒川ダム	待合施設改修	老朽化した待合施設を改修することにより、待合環境が向上。	⑭ バス回転場所	待合施設新設
結節点名	整備内容	整備による効果												
④ 巴淵	待合施設新設	利用者が荒天時でも快適に待合せできる環境を整備することにより利便性が向上。												
⑧ 黒川ダム	待合施設改修	老朽化した待合施設を改修することにより、待合環境が向上。												
⑭ バス回転場所	待合施設新設	利用者が荒天時でも快適に待合せできる環境を整備することにより利便性が向上。												

## (2) バスに関するデザインの共通化

事業のねらい	・再編事業にあたり、広域幹線の車両及びバス停をすべて統一のデザインとすることで、わかりやすさを向上させる。 ・作成したデザインについては、車両等だけでなく、広報全般に活用していく。
実施主体	法定協、各町村
実施期間	令和 7 年 10 月～令和 12 年 3 月
事業内容	・ロゴデザイン募集、選考 ・制作物の仕様検討 ・ラッピング・バス停パネル等の制作、設置

## (3) デジタルサイネージの導入(参考情報)

事業のねらい	・主要結節点についてデジタルサイネージを設置し、バスの運行情報などを表示することで、利便性を向上させる。 ・全県的な支援制度が整った場合は、これを活用。
実施主体	県・法定協、各町村
実施期間	令和 8 年 4 月～令和 12 年 3 月
事業内容	・提供情報の整備 ・結節点への電源、通信設備の導入 ・デジタルサイネージ(液晶ディスプレイ)の購入、設置

※なお、当事業については調整中であり、整い次第、段階的に実施する。

### 3-5 利便性の向上事業

本事業は利便増進事業ハに該当。

#### (1) キャッシュレス決済の導入(参考情報)

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域幹線については全路線に、支線については町村が希望する路線にQR決済を導入することで、小銭の準備や両替の手間などを省き、利便性の向上を図る。</li><li>・車内に掲示するQRコードは金額が固定されたものを基本とすることで、支払いの処理スピードを高め、運行の定時性を確保する。</li><li>・QR決済の利用状況やインバウンド観光客等のニーズを確認しながら、今後の交通系ICカード(地域連携ICカード等)やクレジットカードタッチ決済の導入についても検討する。</li></ul>
実施主体	法定協、各町村、交通事業者
実施期間	令和7年10月～令和12年3月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・決済方法の検討</li><li>・決済事業者との契約</li><li>・車両への設置、運用</li></ul>

※なお、当事業については調整中であり、整い次第、段階的に実施する。

#### (2) 新規車両の導入(参考情報)

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・木曽地域内のバス車両は、中古車両が多く、老朽化が進み、車両修繕費もかさんでいる。</li><li>・ノンステップ車両はわずかしかなく、地域全体としてバリアフリー法の適用除外を受けていることから、ステップの高い車両も運用されている。高齢者からは車両に乗りづらいという意見も寄せられている。</li><li>・近年は、木曽地域内でもノンステップ車両の運用が一部路線で始まっている。坂道などの走行の難しさも懸念されたが、概ね支障なく運用できることが確認されている。</li><li>・豊かな森林資源が生活の一部になっている木曽地域では、環境への配慮も重要である。EVバスなどの導入も進めているが、一部にとどまっている。</li><li>・再編にあたっては、補助金なども活用し、極力低床車両・環境配慮型車両を導入し、利便性、快適性の向上に努める。</li></ul>
実施主体	運行事業者、法定協
実施期間	令和8年4月～令和12年3月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域公共交通確保維持改善事業を活用した車両の購入と運用 ⇒地域間幹線系統の減価償却費等補助(国・県) ⇒地域内フィーダー系統の減価償却費等補助(国) ⇒公有民営方式車両購入費補助(国・県) ⇒先進車両導入支援事業(国)</li></ul>

※なお、当事業については調整中であり、整い次第、段階的に実施する。

### (3) 乗換案内・経路検索への情報提供

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォンが普及し、地図や乗換案内のアプリの利用も増えるなか、これらのサービスへの情報提供が重要で、地域内のすべての路線について情報の提供がなされることで、利便性が大きく向上する。</li> <li>JR 中央西線でもデータ提供がなされているため、三大都市圏からの来訪者にとっても有用なものとなる。</li> </ul>
実施主体	法定協、各町村
実施期間	令和 7 年 10 月～令和 12 年 3 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線別基本データ作成</li> <li>GTFS データの作成、アップロード</li> <li>乗換案内アプリ事業者へのデータ提供</li> </ul>

### (4) 乗合タクシー等予約システムの導入

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>デマンド乗合タクシーは、全国的に AI などを活用した予約配車システムの導入がスタンダードとなっているが、木曽地域の乗合タクシーについては、再編前はすべて、運行事業者に予約電話をかける形態となっている。</li> <li>高齢者層も含めて、スマートフォンが普及しつつあるなか、インターネットでの予約のニーズも高まりつつある。</li> <li>再編後は 13 の乗合タクシー系事業(区域)のほか多くの予約制運行が実施されるが、これらの予約を一元的に受け付けることができるシステムを構築する。</li> <li>なお、予約方法は従前の電話によるものとの併用とする。</li> </ul>
実施主体	法定協
実施期間	令和 7 年 10 月～令和 12 年 3 月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットでの予約システムの構築</li> <li>利用案内、説明会の開催</li> </ul>

### (5) マップ・時刻表の作成

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供については(2)に記したインターネットでの乗換案内を重視するが、すべての利用者がスマートフォンを保有しているわけでもなく、紙媒体による情報提供も重要である。</li> <li>路線図マップや時刻表パンフレットは一覧性が高く、地域路線の全体像を把握するのに有用である。主要施設に設置するとともに、ホームページにもアップして提供していく。</li> </ul>
実施主体	法定協、各町村
実施期間	令和 7 年 10 月～令和 12 年 3 月(毎年更新)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>路線図マップ、時刻表パンフレットの制作</li> <li>公共施設等への設置</li> </ul>

## 4. 利便増進事業に関する実施される事業

### (1) 高校生の利用促進

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・高校への進学は公共交通を利用した生活を始める大きな機会で、高校通学は移動頻度も高いため、利用者数の向上に大きな効果を発揮することが期待できる。</li><li>・中学3年生の3学期に説明会等を行い、生徒だけでなく保護者に対しても働きかけることで、家族送迎等を抑制し、効果を高める。</li></ul>
実施主体	法定協、各町村
実施期間	令和7年10月～令和12年3月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・説明会用の資料作成</li><li>・説明会の開催</li><li>・回数券、定期券、割引券等の発行</li></ul>

### (2) 高齢者への免許返納・利用転換促進

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・本地域においては、高齢化率が高く、高齢者の自家用車利用率も高いため、この層をターゲットした施策は効果が大きく、利用者数の向上が期待できる。</li><li>・高齢者の交通事故の増加も社会問題となるなかで、交通安全にも寄与できるものとなる。</li></ul>
実施主体	法定協、各町村
実施期間	令和7年10月～令和12年3月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・PR資料等の制作、配布</li><li>・高齢者を対象にした利用促進説明会(講演会等)</li><li>・回数券、定期券、割引券等の発行</li></ul>

### (3) モビリティ・マネジメントの推進

事業のねらい	<ul style="list-style-type: none"><li>・モビリティ・マネジメントは自家用車に依存した交通行動を見直し、公共交通利用に転換させるための施策で、トラベルフィードバックプログラム(TFP)という具体的な手法が確立されている。</li><li>・これを本地域の企業や団体、官公庁等に対して実施することで、一定数の利用者を獲得する。</li><li>・加えて、割引や減免の制度も活用し、高齢者、障がい者等交通不便者に対し利用を働きかける。</li></ul>
実施主体	法定協、各町村
実施期間	令和7年10月～令和12年3月
事業内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・バス路線沿線の候補事業所、団体等の抽出</li><li>・事業所、団体等への呼びかけ、協力依頼</li><li>・対象事業所、団体等に適したTFPの企画、実施</li><li>・回数券、定期券、割引券等の発行</li></ul>

## 5. 地方公共団体による支援の内容

利便増進事業の実施に向け、長野県（本庁＝交通政策課、地域振興局）、広域連合、郡内6町村が行う支援策を以下に記します。

	長野県 (交通政策課)	県地域振興局 ・広域連合 (法定協事務局)	郡内6町村
<b>1 広域幹線の新設事業</b>	・市町村を跨ぐ路線について運行事業の補助金を交付	・運行内容の調整、事業者への委託事務 ・地域間幹線系統補助の申請事務	・国・県の補助金の差額分について運行事業費を支出 ・各町村の負担額は所定の按分费率に応じたものとする
<b>2 支線の再編・運行事業</b>	—	・地域内フィーダー系統補助の申請事務のとりまとめを行う	・自町村の所管路線について、国補助金の差額分の運行事業費を支出 ・補助申請に係る基礎資料を作成 ・運行内容の調整、事業者への委託事務を行う
<b>3 統一運賃基準の導入事業</b>	—	・資金調達、制作物の手配など	—
<b>4 運行環境の改善事業</b>	—	・資金調達、資機材の手配など	・国・県の補助金の差額分について事業費を支出 ・管内の結節点及び施設内設備（デジタルサイネージ等）の設置、運営 ・管内バス停の整備
<b>5 利便性の向上事業</b>	・キャッシュレス決済導入に関する補助金を交付（条件が合致する場合）	・資金調達、資機材の手配など ・エリア全体としての情報発信の主体	・国・県の補助金の差額分について事業費を支出 ・各町村の負担額は所定の按分费率に応じたものとする
<b>6 関連事業</b>	—	・事業内容を企画 ・具体的な進め方などを町村にレクチャー	・各町村で実施する事業の事業費を支出 ・自町村内の住民、企業等に対して働きかけ

## 6. 事業実施に必要な資金の額及び調達方法

### 6-1 広域幹線の新設事業

路線種別	コード	路線名	運行事業費 (千円)	運賃収入見込 (千円)	負担額 (千円)	負担額内訳及び調達先・調達方法 (千円)			調達主体			
(1) 北部幹線	A01	鞍原系統	22,859	1,557	21,302	5,143	国	地域間幹線系統補助(国)	郡法定協			
						5,143	長野県	地域間幹線系統補助(県)				
						5,065	木祖村	自主財源				
						5,951	木曽町	自主財源				
	A02	木曽駒系統	19,760	4,705	15,055	4,446	国	地域間幹線系統補助(国)	郡法定協			
						4,446	長野県	地域間幹線系統補助(県)				
						6,163	木曽町	自主財源				
(2) 開田幹線	B01	開田系統	60,929	12,778	48,151	13,709	国	地域間幹線系統補助(国)	郡法定協			
						13,709	長野県	地域間幹線系統補助(県)				
						20,733	木曽町	自主財源				
(3) 西部幹線	C01	王滝系統	41,904	5,508	36,397	9,428	国	地域間幹線系統補助(国)	郡法定協			
	C02	三岳系統				9,428	長野県	地域間幹線系統補助(県)				
						7,038	王滝村	自主財源				
						10,502	木曽町	自主財源				
(4) 南部幹線	D01	上松系統	23,190	3,413	19,777	5,218	国	地域間幹線系統補助(国)	郡法定協			
						5,218	長野県	地域間幹線系統補助(県)				
						7,980	上松町	自主財源				
						1,362	木曽町	自主財源				
	D02	坂下系統	36,414	6,453	29,961	8,193	国	地域間幹線系統補助(国)	郡法定協			
						8,193	長野県	地域間幹線系統補助(県)				
						4,022	上松町	自主財源				
						4,024	南木曽町	自主財源				
						4,659	大桑村	自主財源				
						869	木曽町	自主財源				

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載のとおり調達されない場合があり得る。

## 6-2 支線の再編・運行事業

主管町村	路線種別	運行事業費 (千円)	運賃収入見 込 (千円)	負担額 (千円)	負担額内訳及び調達先・調達方法 (千円)			調達主体
上松町	路線定期運行	14,297	2,498	11,801	3,332	国	斐ーダー系統補助	上松町
					8,469	上松町	自主財源	
南木曽町	区域運行	6,395	250	6,145	3,072	国	斐ーダー系統補助	南木曽町
					3,073	上松町	自主財源	
木祖村	路線定期運行	40,403	34,000	16,190	8,095	国	斐ーダー系統補助	木祖村
	路線不定期運行	8,300	200	8,100	8,095	南木曽町	自主財源	
	区域運行	2,650	293	2,357	4,050	国	斐ーダー系統補助	
王滝村	路線定期運行	12,591	848	11,743	5,871	国	斐ーダー系統補助	王滝村
	区域運行	23,094	290	22,804	5,872	木祖村	自主財源	
大桑村	路線定期運行	4,707	654	4,053	11,402	国	斐ーダー系統補助	大桑村
	区域運行	8,900	2,500	6,400	11,402	木祖村	自主財源	
木曽町	路線定期運行	17,271	2,751	14,520	3,200	国	斐ーダー系統補助	木曽町
	区域運行	68,321	798	67,523	3,200	大桑村	自主財源	
					6,500	国	斐ーダー系統補助	
					6,500	大桑村	自主財源	
					33,762	国	斐ーダー系統補助	
					33,762	木曽町	自主財源	

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載のとおり調達されない場合があり得る。

## 6-3 その他の事業

事業種別	負担額 (千円)	負担額内訳及び調達先・調達方法 (千円)			調達主体	調達時期
3 統一運賃基準の導入事業	100	50	国	利便増進計画推進事業補助金		郡法定協 令和7年度～ 令和11年度
		50	6町村	自主財源		
4 運行環境の改善事業						
(1)結節点整備	11,511	3,755	国	社会資本整備総合交付金	郡法定協 6町村 令和8年度～ 令和11年度	令和8年度～ 令和11年度
		4,000	県	信州型広域バス路線支援制度補助金		
		3,756	6町村	自主財源		
(2)バスに関するデザインの共通化	5,103	5,103	6町村	自主財源	郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
(3)デジタルサイネージの導入 (参考情報)		※当事業は調整中であり、早い次第段階的に実施			郡法定協	令和8年度～ 令和11年度
5 利便性の向上事業						
(1)キャッシュレス決済の導入 (参考情報)		※当事業は調整中であり、早い次第段階的に実施			郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
(2)新たな車両の導入 (参考情報)		※当事業は調整中であり、早い次第段階的に実施			郡法定協	令和8年度～ 令和11年度
(3)乗換案内・経路検索 への情報提供	100	50	県	広域連携推進交付金	郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
		50	6町村	自主財源		
(4)乗合タクシー等予約システム の導入	100	50	県	広域連携推進交付金	郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
		50	6町村	自主財源		
(5)マップ・時刻表の作成	1,404	702	国	利便増進計画推進事業補助金	郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
		702	6町村	自主財源		
6 関連事業						
(1)高校生の利用促進	207	103	国	利便増進計画推進事業補助金	郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
		104	6町村	自主財源		
(2)高齢者への免許返納 ・利用転換促進	311	155	国	利便増進計画推進事業補助金	郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
		156	6町村	自主財源		
(3)企業向け モビリティ・マネジメント	102	51	国	利便増進計画推進事業補助金	郡法定協	令和7年度～ 令和11年度
		51	6町村	自主財源		

※本表記載の補助金等の額については、現時点の見込み額であり、記載のとおり調達されない場合があり得る。

## 7. 事業の効果とマネジメント

### 7-1 事業により期待される効果

#### 1 広域幹線の再編・運行事業

(1)北部幹線	數原系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木祖村から木曽福島市街地へのバスは、1日3往復の不定期(予約)運行、利用対象も村民の通院限定だったものが、5往復程度の定期運行となり、木曾町も含めたすべての沿線住民が利用可能となる。また、住民だけでなく観光客等も利用でき、宮ノ越、藪原などの中山道の宿場町も経由することで観光振興も期待できる。</li> <li>○木曽町日義地区についても現行と同等の運行本数が確保される。</li> <li>○休日便を新設し、休日にバス移動が可能となる。</li> <li>○鉄道との並行路線となるが、鉄道の空き時間を補完するダイヤを組むことで、木曽郡内の南北の交通軸が強化される。</li> </ul>
	木曽駒系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道の駅日義木曽駒高原 ⇄ 木曽病院間でみれば、北部幹線全体として12往復程度の運行が確保されることで、地域全体の利便性は高まる。</li> <li>○木曽駒高原地区、大原地区については平日10.5往復から7往復へ減少するものの、通学、通院、買物などのニーズの高い時間帯の運行は引き続き確保される。</li> </ul>
(2)開田幹線		<ul style="list-style-type: none"> <li>○運行本数は現行と同等に確保されたうえで、日中これまで開田支所での乗換えとなっていた西野地区についても、全便直通運行となることで利便性が向上する。</li> </ul>
(3)西部幹線	王滝系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同等のサービス水準を維持しつつ、よりわかりやすい運行経路となる。</li> <li>○具体的には、現行と同等の運行本数が確保されたうえで、下り3便を黒川ダム経由とし、中学生の帰宅に利用できるよう利便性を向上させる。</li> </ul>
	三岳系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現行と同等のサービス水準を維持しつつ、よりわかりやすい運行経路となる。</li> <li>○「三岳交流促進センター」を結節点とし、「王滝村営巡回バス」とび「三岳地区乗合タクシー」との結節性を高める。</li> </ul>
(4)南部幹線	上松系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>○木曽福島 ⇄ 上松町間の運行本数は現行の平日9往復から5.5往復に減少するが、下記の「坂下系統」が並行して運行されるため、あわせて10往復程度となり、利便性が向上する。</li> </ul>
	坂下系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>○南木曽町から木曽福島市街地へのバスは、1日1往復の不定期(予約)運行、利用対象も町民の通院限定だったものが、5往復程度の定期運行となり、4町村の沿線住民が利用可能となる。大桑村から木曽福島市街地へのバスも3往復だったものが、同様に5往復程度となり利便性が向上する。</li> <li>○大桑村及び南木曽町から坂下診療所方面へのバスは、現行と同等の運行本数が確保される。</li> <li>○上松、須原、野尻、三留野などの旧中山道の名勝地の宿場を経由するため、通勤、通学、通院、買物以外に観光利用なども期待できる。</li> <li>○休日便を新設し、休日にバス移動が可能となる。</li> <li>○鉄道との並行路線となるが、鉄道の空き時間を補完するダイヤを組むことで、木曽郡内の南北の交通軸が強化される。</li> </ul>

## 2 支線の再編・運行事業

### 町村主管の 29 路線

※各路線の個別の内容・効果については 3-2 参照

- 広域幹線に統合する支線以外の路線（新設路線含む）については、各結節点での広域幹線への接続を重視し円滑なダイヤを調整することで、利便性が向上する。

## 3 統一運賃基準の導入事業

### ゾーン運賃及び乗継割引の導入

- 広域幹線について統一した運賃基準を導入する。初乗り 200 円のゾーン運賃とし、ゾーンを通過するごとに 200 円加算する。利便性が高く、わかりやすさも備えているだけではなく、鉄道運賃との整合も図られた運賃体系となる。
- 広域幹線とフィーダー線間での乗継割引を導入することで、利便性が向上する。

## 4 運行環境改善事業

### (1)結節点の整備

- 再編された広域幹線と地域内路線の乗継のための結節点が、新設もしくは既存施設の改良等によって整備されることで、円滑で快適な待合い環境が整備される。
- 屋内で待つことができ、バスが来たことを屋内から確認でき、かつ運転手側にも利用者が待っていることが視認できる施設とすることで、利便性が向上する。

### (2)バスに関するデザインの共通化

- 再編事業にあたり、広域幹線のバス停の看板や車両など、すべて統一デザインとすることで、わかりやすさが向上し、バスに対する愛着の向上や利用促進につながる。

### (3)デジタルサイネージの導入(参考情報)

- 主要結節点についてデジタルサイネージを設置し、バスの運行情報などを表示することで、利便性が向上する。

## 5 利便性向上事業

### (1)キャッシュレス決済の導入(参考情報)

- QR 決済を導入することで、小銭の準備や両替の手間などが省け、利便性が向上する。
- 車内に掲示する QR コードは金額が固定されたものを基本とすることで、支払いの処理スピードが高まり、運行の定時性が確保される。

### (2)新規車両の導入(参考情報)

- 高齢者等でも乗りやすく利用しやすいノンステップバス等の新型車両への更新を進めることで、利便性が向上する。
- EV バス等の環境配慮型車両の導入を進めることで、ゼロカーボンの推進に寄与することができる。

### (3)乗換案内・経路検索への情報提供

- スマートフォンが普及し、地図や乗換案内のアプリの利用も増えるなか、これらのサービスへの情報提供が重要である。地域内のすべての路線について情報の提供がなされることで、利便性が大きく向上する。
- JR 中央西線でもデータ提供がなされているため、三大都市圏からの来訪者にとっても有用なものとなる。

### (4) 乗合タクシー等予約システムの導入

- 郡内の乗合タクシーの予約をインターネット上で一元的に受け付けることができるシステムを構築することで、電話以外にも予約方法の選択肢が増え、利便性が向上する。

(5)マップ・時刻表の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供については(3)に記したインターネットでの乗換案内を重視するが、スマートフォンを保有していない利用者にとっては、便利な情報媒体となる。</li> <li>○路線図マップや時刻表パンフレットは一覧性が高く、地域路線の全体像を把握するのに有用である。主要施設に設置するとともに、ホームページにもアップすることで、より利便性が向上する。</li> </ul>
---------------	--

## 6 関連事業

(1)高校生の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高校への進学は公共交通を利用した生活を始める大きな機会であり、高校通学は移動頻度も高いため、利用者数の向上に大きな効果を発揮することが期待できる。</li> <li>○中学3年生の3学期に説明会等を行い、生徒だけでなく保護者に対して働きかけることで、家族送迎等を抑制し、効果を高める。</li> </ul>
(2)高齢者への免許返納・利用転換促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本地域においては、高齢化率が高く、高齢者の自家用車利用率も高いため、この層をターゲットした施策は効果が大きく、利用者数の向上が期待できる。</li> <li>○高齢者の交通事故の増加も社会問題となる中で、交通安全にも寄与できるものとなる。</li> </ul>
(3)モビリティ・マネジメントの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の企業や団体に対し、モビリティ・マネジメントを推進することで、自家用車に依存した交通行動が見直され、公共交通利用への転換を促す効果が期待できる。</li> <li>○割引や減免の制度を活用した働きかけにより、高齢者、障がい者等交通不便者の利用が期待できる。</li> </ul>

## 7-2 利便増進計画の目標値及び評価方法

### (1) 目標1:「地域公共交通ネットワークの再構築」に係る目標値

指標		現状値	目標値	取得方法・目標設定の考え方	
①	公共交通機関利用者数 (鉄道・乗合バス・タクシーの輸送人員の合計)	512,000人 (2022年度)	650,000人 (2029年度)	取得方法	事務局から各町村、事業者等へ照会をかけ、とりまとめ
				目標値設定の考え方	コロナ前の水準(2019=63.8万人)を上回り、それを維持することを目指す
②	地域間幹線系統路線の利用者数	159,000人 (2022年度) ※現行13路線の現状値	175,000人 (2029年度)	取得方法	地域間幹線系統を取得したのち各町村、運行事業者からの報告による
				目標値設定の考え方	想定する現行の13路線の値を基準とし、これがコロナ前の水準を上回り、それを維持することを目指す
③	公的資金が投入されている地域内の地域旅客運送サービス全体の平均収支率	11% (2022年度)	12% (2029年度)	取得方法	各町村、運行事業者からの報告による
				目標値設定の考え方	利用者数の回復により収益が改善され、全体として現状値を上回ることを目指す
④	地域間幹線系統の平均収支率	— (現状なし)	16% (2029年度)	取得方法	地域間幹線系統を取得したのち各町村、運行事業者からの報告による
				目標値設定の考え方	利用者数の回復により収益が改善され、全体として現状値を上回ることを目指す
⑤	事業者への委託額調整に関する協議の実施状況	不定期	毎年秋頃 1回 定期開催	取得方法	事務局にて実施・報告
				目標値設定の考え方	人件費、車両費、燃料費等の各種事業費の推移をもとに、委託額、補助額等が適正な状態に保たれていることを目指す
⑥	地域内の地域旅客運送サービス全体の行政負担額	332,934千円 (2022年度)	200,000千円 (2029年度)	取得方法	事務局で運行委託費等を集計
				目標値設定の考え方	幹線再編によって効率的な路線運行が実現されることで、郡内全体の行政負担が従前より軽減されていることを目指す。
⑦	地域間幹線系統路線に係る行政負担額	— (現状なし)	85,000千円 (2029年度)	取得方法	事務局で運行委託費等を集計
				目標値設定の考え方	幹線再編によって効率的な路線運行が実現されることで、郡内全体の行政負担が従前より軽減されていることを目指す。

(2) 目標2:「地域公共交通の利便性の向上」に係る目標値

指標		現状値	目標値	取得方法・目標設定の考え方	
①	キャッシュレス決済に対応した路線数	4 (2022年度)	20 (2029年度)	取得方法	事務局から各町村へ照会をかけとりまとめ
				目標値設定の考え方	地域外からの利用が一定数ある路線については、地域連携 ICカードにかかわらず、導入されている状態を目指す
②	Google トランジットへのGTFS-JP の情報提供率	50% (15/30路線) (2022年度)	100% (2029年度)	取得方法	データ管理事業者から取得
				目標値設定の考え方	地域外からの利用が一定数ある路線については、概ね情報提供がなされている状態を目指す

(3) 目標3:「地域公共交通の持続可能性の向上」に係る目標値

指標		現状値	目標値	取得方法・目標設定の考え方	
①	地域間幹線系統補助金の取得路線数	0 (2022年度)	7 (2029年度)	取得方法	事務局にて取得
				目標値設定の考え方	補助金の取得により路線の運営・維持が改善されている状況を目指す
②	地域内フィーダー系統補助金の取得路線数	5 (2022年度)	25 (2029年度)	取得方法	事務局にて取得
				目標値設定の考え方	補助金の取得により路線の運営・維持が改善されている状況を目指す
③	モビリティ・マネジメントの取組団体数	0 (2022年度)	6 (2029年度)	取得方法	事務局から各町村へ照会をかけとりまとめ
				目標値設定の考え方	モビリティ・マネジメントにより、通勤での公共交通利用が増加している状況を目指す
④	免許返納者への定期券・回数券・商品券などの配布枚数	85人 (2022年度)	100人 (2029年度)	取得方法	事務局から各町村へ照会をかけとりまとめ
				目標値設定の考え方	高齢者の免許返納が進み、返納後に公共交通を利用した生活に切り替わっている状況を目指す

### 7-3 PDCAサイクルとその必要性

地域公共交通の利用状況等は社会環境の変化や利用者層の移り変わりなどにより、年々変動していくものであるため、その状況をできるだけ正確に把握し、要因を突きとめ、課題に対応していくことが不可欠となります。下表に示すPDCAサイクルに基づき、これを効果的、効率的に実行し、本地域の公共交通を持続可能性の高いものとしていく必要があります。

また、本計画自体についても、1-2及び資料編4章に示したような木曽郡の各種計画のほか、国や県の関連法令及び計画の状況にあわせて適宜見直していくものとします。

#### ■地域公共交通に関するPDCAサイクル

PLAN	計画	現状や課題の整理、ニーズの把握、基本方針や計画の策定、目標や評価基準の設定
DO	実施・運行	事業の実施、利用促進策の実施、利用実績データの収集
CHECK	評価・検証	調査、アンケートによるフォローアップの実施、目標の達成状況の確認
ACTION	改善	評価結果に基づく課題の抽出、改善方策の検討

#### ■協議会等の年間スケジュール

下表に協議会運営等の年間スケジュールを示します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会			●							●		
改善案立案			→								→	
評価実施						→		→	→	→	→	
事業実施						→	○	→	→	→	→	

当年6月の協議会において、翌運輸年度（当年度10月～）の事業内容を確定させます。事業開始後、各種指標データのモニタリングを行いつつ、翌年1月ごろの協議会において、中間評価を実施し、それを踏まえて、翌々運輸年度の事業案を立案するサイクルとします。

#### ○6月協議会の内容

- ・前年度における目標達成状況の共有および事業実施状況の確認と課題分析
- ・当年度における事業内容の協議・確定

#### ○1月協議会の内容

- ・当年度における事業の中間評価（暫定値での目標達成状況の確認）
- ・翌年度における事業案の立案